

食料システム法に関する地方説明会



2026年2月
新事業・食品産業部

(1) 食品等の取引の適正化のための措置の施行に向けて



概要



(参考) 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。
③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。
- (2) 基本的施策として、
①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られるこにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。
(2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。
(2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

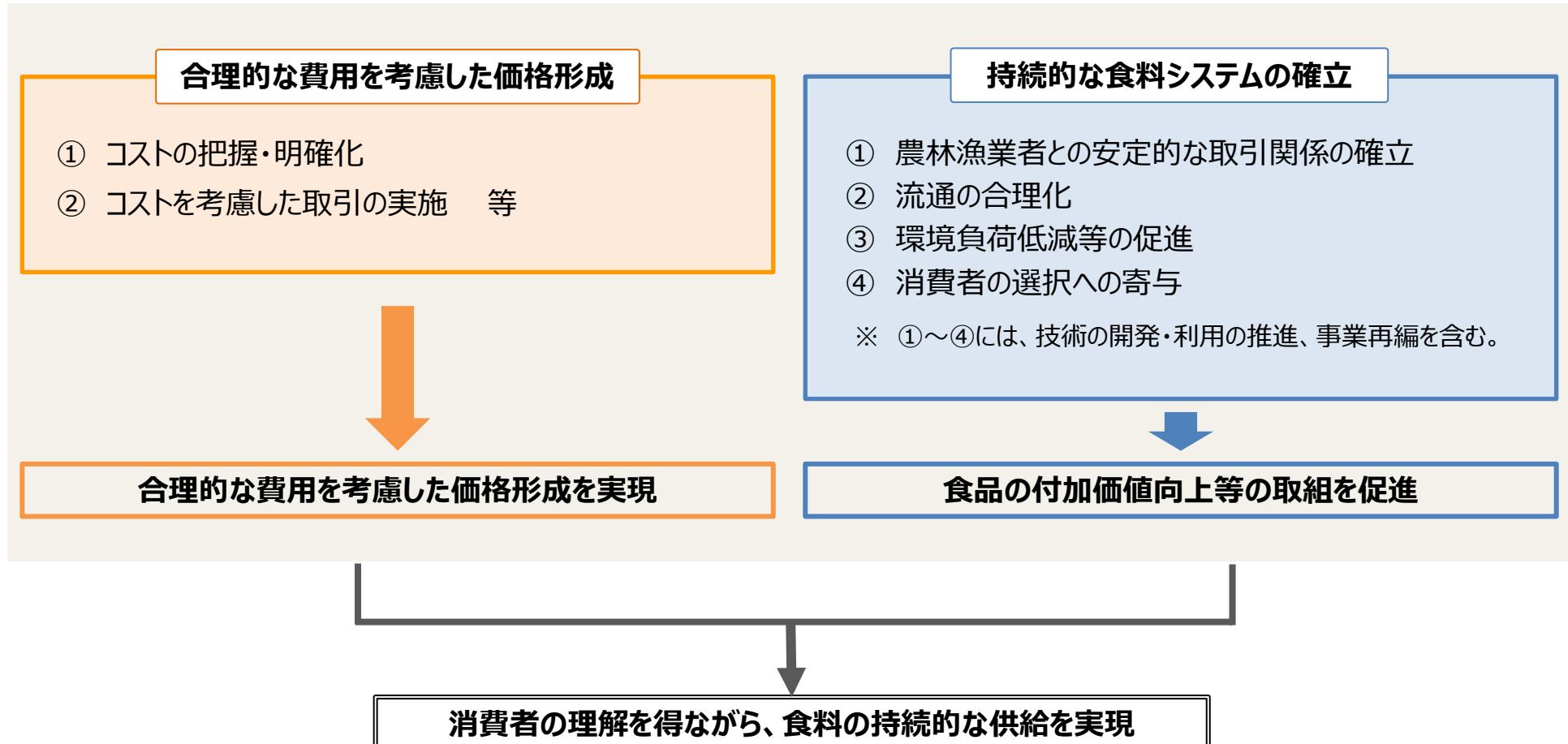
農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。
(2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

施行期日

令和6年6月5日

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成と、持続的な食料システムの確立を一体**の取組として併せて検討。



食料システム法の概要

(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)



食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定 ((2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等)。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

〈支援措置〉

(2) の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等
(このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置)

(3) の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があつた場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
- ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)

※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

（ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能）

- ・ (1) の基本方針の策定、(3) の判断基準の策定、(5) のうちの飲食料品等の指定
- ・ (5) のうちの団体の認定に係る準備行為

食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

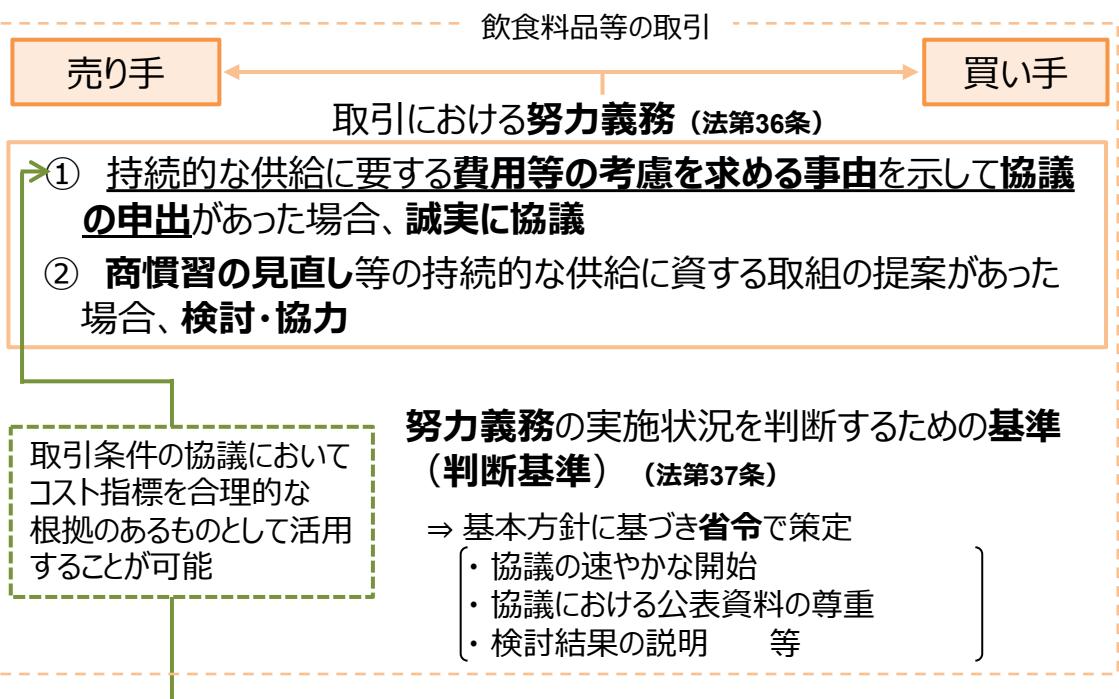


食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

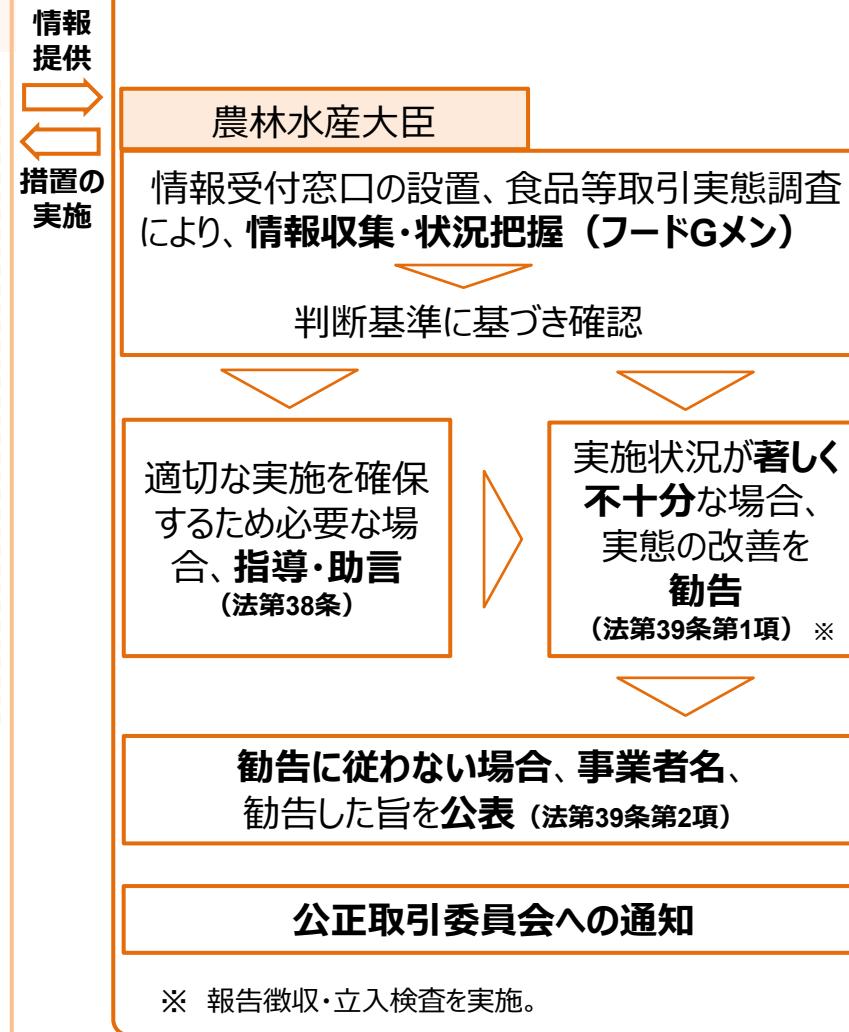
- 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本



実効性の確保



施行に向けたスケジュール

令和8年（2026年）			
1月	2月	3月	4月以降順次
省令			
基本方針			
パブリックコメント	1/30 公表・公布	制度施行に向けた 全国説明会の実施	4/1 取引適正化に係る制度施行
運用通知 指導指針 Q&A ガイドブック など			コスト指標作成団体による コスト指標の作成・公表
			フードGメンによる 指導等の開始



第1 食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

- ・ 国民の生活に欠くことができない食料については、**食料の供給に要する費用が増加傾向**にある一方、**食料の供給に要する費用は取引価格に十分に反映することが難しい状況**が続いてきた。長年の商慣習等により、**持続的な食料供給を阻害する費用負担等**も生じている。
- ・ このような状況の中で持続的な食料供給を実現していくためには、
① **生産から販売までに要する費用を考慮した価格形成**と食品廃棄の抑制等につながる**商慣習の見直し等を推進**することが必要。
② 飲食料品等の中でも、**持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等（指定飲食料品等）**については、これらの**費用を把握**できるようにすることで、**生産から販売までに要する費用を考慮した取引条件の協議を促進**することが必要。
③ 取引の適正化に関する取組の浸透には、**食料システムの関係者（とりわけ消費者）から理解を得ることが不可欠**であることから、**飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成**に取り組むことが必要。



第2 飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講すべき措置に関する基本的な事項

- ・ 飲食料品等事業者等は、**供給に要する費用を自ら把握するように努める**ことが重要。
- ・ 取引条件の協議の申出には、**速やかに対応、過度な負担を強いない、一方的な取引価格の決定をしない**。
- ・ 商慣習の見直し等の提案には、**速やかに必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行**。
- ・ **申出等のみを理由として不利益な取扱いをしない、検討結果の具体的な説明を行う**。

第3 指定飲食料品等に係る措置に関する事項

- ・ **指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用**に関して参考すべき**指標の作成等**を行う者を**認定**。
- ・ **公正で信頼できる指標**とするため、**生産から販売までの複数の段階の事業者等が参画**すること、**当該団体の役職員に対して秘密保持義務を課すこと**等が必要。
- ・ **その他指標が満たすべき事項として、公的統計等を可能な限り活用**すること等。

第4 食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

- ・ **関係行政機関と連携し、広報活動等を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策**について**関係者の理解を深める**。
- ・ **消費者には、**
 - ① 農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の**理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでの費用を意識**すること
 - ② 食品等の持続的な供給に寄与するよう、**日々の行動変容を起こす**ことを期待。

第5 その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

- ・ 食品等の取引の状況等を把握するため、**食品等取引実態調査の実施**と**情報受付窓口の設置**。
- ・ 得られた情報に基づき、**指導及び助言、勧告及び公表等**の措置を実施。
- ・ 食品等の取引の適正化に向けて、**関係行政機関と連携**。

努力義務について



判断の基準となるべき事項について



- 食料システム法においては、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。

〈努力義務①〉 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

〈努力義務②〉 取引の相手方から**商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

- 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**について、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）等を参考に以下を規定。

取引条件に係る誠実協議	商慣習等に係る検討・協力
<p>① 協議の速やかな開始 取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。</p> <p>② 協議における公表資料の尊重 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、公表資料又は指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標（コスト指標）を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。</p> <p>▶ (問題となり得る具体例) 公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること</p> <p>③ 協議において取引条件の一方的な決定を行わないこと 取引条件に関する協議にあっては、飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。</p> <p>▶ (問題となり得る具体例) 補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方的に決定すること</p>	<p>④ 提案に対する検討・協力の速やかな開始 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力をすること。</p> <p>▶ 持続的な供給に資する取組の提案の具体例</p> <ul style="list-style-type: none">① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長）③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用

共通

⑤ 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと

取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、**取引数量の削減、取引の停止**その他の**不利益な取扱いを行わないこと**。

⑥ 協議等における必要な説明等の実施

取引の相手方から示された、持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由又は持続的な供給に資する取組の提案に関して、その**検討結果及びその理由の説明**その他**必要な情報の提供を行うこと**。

努力義務の適用対象

- 食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断される。
- 適用対象は、飲食料品等事業者等と同士で行う、飲食料品等の売買その他の取引

努力義務の
適用対象

=

飲食料品等事業者等同士

+

売買
その他の取引

対象者

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
- ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者 を合わせた総称

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っていると判断される場合は対象となる。

飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)(食料システム法第2条第10項)

①飲食料品



そのまま又は調理して食べるもの



②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



こんにゃく芋(こんにゃく粉)や茶葉、生乳など

努力義務の適用対象

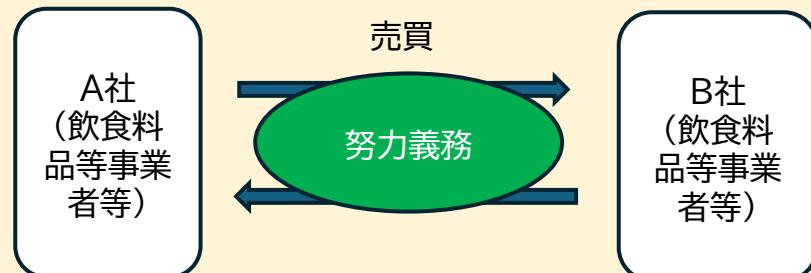


対象取引

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等の「売買その他の取引」

飲食料品等の売買

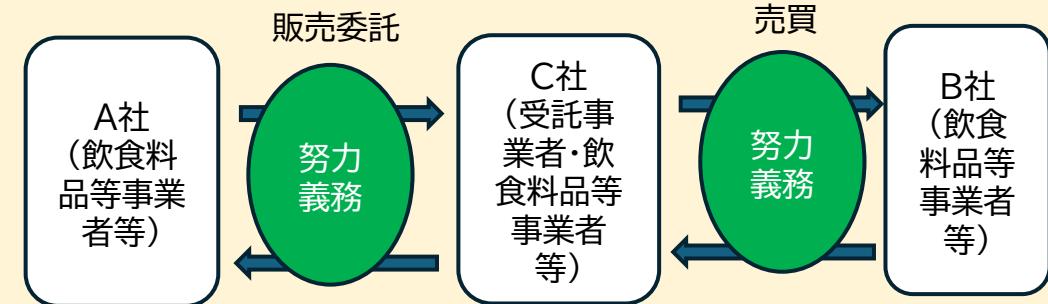
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指す



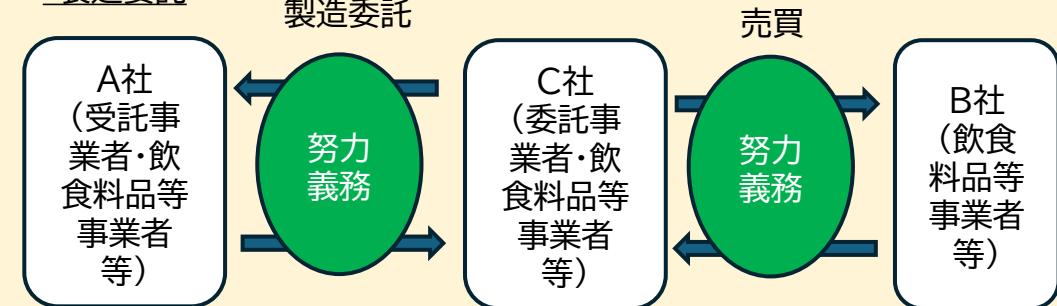
その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託を含む

・委託販売



・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となる。

努力義務違反となりうる事例（取引条件に係る誠実協議）

① 協議の速やかな開始（規則第25条第1号イ）

事例①

コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があつたが、繁忙期を理由に取り合わなかった。



Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限（期限が示されなかつた場合は約1か月程度。）までに、協議を開始することが必要
- ✓ 繁忙期でどうしても対応ができない場合には、期限を延長する合理的な理由（※）を取引相手に説明し、期限を延長することについて納得を得ることが必要

（※）合理的な理由であるか否かについては、申出があつた協議の内容や申出を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

事例②

協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかつた。



Point

- ✓ 定期的に協議したいと言われていたにもかかわらず、一方的に次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となりうる
- ✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意することが望ましい

努力義務違反となりうる事例（取引条件に係る誠実協議）

② 資料の尊重（規則第25条第1号口）

事例①

公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切協議に応じられないと伝えた。



（すでに公的統計で説明されたけど…）
もっと細かいデータを出してくれないなら一切協議には応じません。

Point

- ✓ 協議の検討をするに当たり、必要な限度において追加の情報を求めるることは努力義務違反には当たらない
- ✓ 容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながる行為であり、努力義務違反となりうる

事例②

個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。



公的統計を見せられてもねえ…
あなたのところは別にコスト上がっていないんじゃないの？
それしか出せないなら協議はしません。

Point

- ✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重することが必要

③ 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

事例①

取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。



補助金これだけ受け取つ
てるんでしょ?
だったらその分安く取引
してね。

Point

- ✓ 「一方的に決定する」とは、取引当事者間双方の**自由な意思**に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することである
- ✓ 取引の相手方の希望通りの取引価格等の取引条件で決定されなかったとしても、**実態を伴った協議の結果**であれば、一方的とは言えないため努力義務違反には該当しない

事例②

委託販売の際に、受託者側から市況に応じた取引価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に取引条件を押し付けた。（「協議の速やかな開始」の努力義務違反にもなりうる）

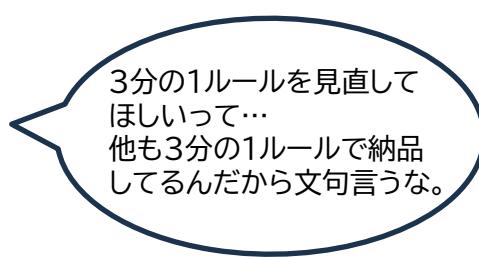


需要がどうとかそんなのいいから！
この値段で必ず売り切ってください。

④ 商慣習の見直し等の速やかな検討・協力（規則第25条第2号）

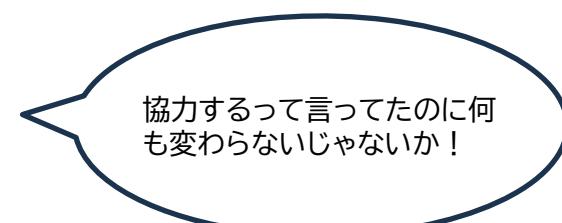
事例①

3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかつた。



事例②

納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度も確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。



Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限までに、検討の結果を説明することが必要
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、期限を延長することの合理的な理由(※)を取引相手に説明し、期限を延長することについて理解を得ることが必要
〔※ 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断〕
- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち対応が可能なもののについては、双方が合意した期限までに提案の内容に沿って行動することが必要



⑤協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

事例

今まででは言い値で取引（購入/販売）ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止める旨示唆して、申出を取り下げさせた。



Point

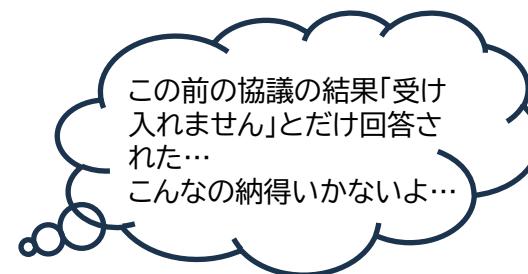
- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことである
- ✓ 取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない



⑥ 協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第3号口）

事例

取引価格を引き上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。



Point

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけではなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要
- ✓ 受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することが必要

実効性の確保について



飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保

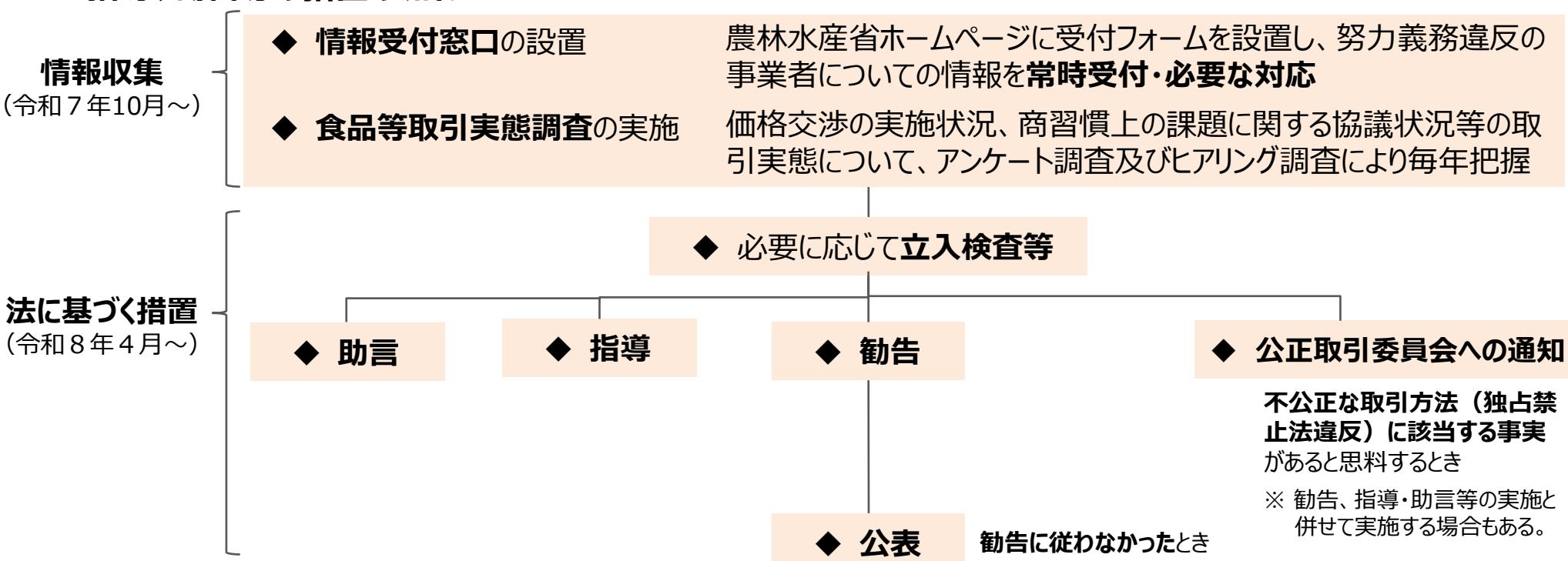
- 食料システム法に基づく措置の実施（令和8年4月以降）に先立ち、令和7年10月から、フードGメンの配置、情報受付窓口の設置、**食品等取引実態調査**を実施。
- 制度の実行性を確保するため、**更なる体制整備**を図る。

1 体制整備

◆ フードGメンの配置

令和7年10月1日 本省2名、地方農政局等16名を配置し、計18名体制によるフードGメンを発足。

2 指導、勧告等の措置の流れ



フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施



- フードGメンは、情報受付窓口や食品等取引実態調査等によって得た情報をもとに、判断基準に照らして努力義務に対する措置を適確に実施していない場合、必要に応じて指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知を実施。
- 指導・助言、勧告・公表の措置を行うに当たっては、行政指導指針をもとに統一的な判断を実施。

法第38条（指導及び助言）

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、判断基準を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言を実施する。

助言

時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）疑いがあるにすぎない場合

助言書のポイント

- 努力義務違反の疑いがある事業者宛に送付。
- 努力義務違反の疑いがある情報を把握した段階であり、努力義務違反の事実が確認されたものではない。
- 改善報告等は求めずに、自主的な気づきを促すことが目的。
- 助言を受けたことについて公表はされず、行政上何らかの不利益を被ることはない。
- 疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報を把握した場合には、指導等を行う。

フードGメンによる指導・助言、勧告・公表等の実施

指導

次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があつたと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① 裏付けとなる資料等（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 食料システム法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があつたと疑うに足りる相当な理由があるとき

指導書のポイント

- 努力義務違反を行つたと疑うに足りる相当な理由がある事業者宛に送付。
- 努力義務違反の疑うに足りる相当な理由があると判断している段階であり、努力義務違反の事実が確認されたものではない。
- 改善報告等は求めずに、自主的な気づきを促すことが目的。
- 指導を受けたことについて公表はされず、行政上何らかの不利益を被ることはない。
- 努力義務違反の疑いがある事業者に本社がある場合は、本社宛てに指導を行つた旨の連絡。
- 努力義務違反が明らかとなつた場合において、食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告を行う。

別記様式第2号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する指導書

氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び
食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）
第38条の規定に基づき、下記のとおり指導します。

記

- 1 指導の対象となった行為
- 2 指導の内容

【問合せ先】
農林水産省○局 ○課
電話：

（施行注意）
※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長
※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

（備考）
・本件については、貴事業者が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない
(以下「努力義務違反」といいます。)と疑うに足りる相当な理由があると判断して
いる状況であり、必ずしも努力義務違反の事実が確認されたものではありません
。・この指導は、組織内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見付かつ
た場合、自動的に法第36条各号に掲げる措置の適確な実施をしていただかため
のものです。

別記様式第2号

・指導の対象となった行為の詳細を確認されたい場合は、問合せ先までご連絡をお
願いいたします。
・指導を受けたことによる行政上何らかの不利益を被ることはあります。
・当局から改善報告等を求める事はございませんが、自主的に改善報告等を行ふ
ことを妨げるものではありません。
・事業者等に指導文書を発出している場合は、本社にも別途連絡を行っておりま
す。
・今後、努力義務違反が明らかとなつた場合において、農業産業の法律第36条各号に
掲げる措置の実施に関する状況が、食品等の持続的な供給を実現するための食品
等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則
(平成3年農林水産省令第59号) 第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の
判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、勧告
を行うことがあります。

法第39条(勧告及び公表)

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の食料システム法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表する。

勧告

飲食料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するとき

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があったことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適当と認めるとき

勧告書のポイント

- 努力義務違反が明らかである事業者の本社宛に送付。
- 是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、公表。

別記様式第4号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する勧告書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）

農林水産大臣　名※

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

下記の是正期限内に改善が確認されない場合や、改善後1年以内に同様の努力義務違反を行ったことを確認した場合には、法第39条第2項の規定に基づき、当該事実を公表する旨申し添えます。

記

- 1 勧告の対象となった行為
- 2 措置の状況が著しく不十分である判断基準
食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条第○号
- 3 判断の根拠
- 4 勧告の内容
- 5 是正期限

（施行注意）
※ 地方農政局等が発する場合には、地方農政局長等



公表

勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときに行う。

「勧告に従わなかったとき」とは、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年以内に同様の努力義務違反を確認したとき

公表事項

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

別記様式第5号

文書番号
年月日

飲食料品等の取引の適正化に関する公表通知書

氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）※1 宛

農林水産大臣名※2

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、下記の内容を公表します。

記

- (1) 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 事業の概要
- (3) 努力義務違反の内容
- (4) 勧告の内容
- (5) 勧告を行った年月日
- (6) 指導又は助言を行った年月日
※勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行った場合に限る。
- (7) 公表を行うに至った理由

（施行注意）

- ※1 対象が事業所又は営業所等の場合には、その長
- ※2 地方農政局等が発出する場合には、地方農政局長等

公表通知書イメージ

コスト指標について



コスト指標の作成／コスト指標作成団体について



生産から販売に至る各段階の関係者により、**コスト指標を作成する必要性や課題感について認識を共有し、対応方法について議論**

農林水産大臣による**指定飲食料品等の指定**

※取引において、通常、費用を認識しにくい品目を指定



コスト指標作成団体による認定申請

業務内容

- (1) **持続的な供給に要する費用**に関して参考すべき指標（**コスト指標**）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の**持続的な供給の必要性**や、**コスト指標**について、**事業者や消費者等の理解増進**に必要な情報の提供



農林水産大臣による**認定**

認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
 - ① **基本方針に照らし適切**であること。
 - ② **法令に違反しない**こと。
- (2) 業務規程の内容が次の**基準**に適合すること。
 - ① **持続的な供給に要する費用の明確化に資する**ものであること。
 - ② **生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画**させること。
- (3) 業務を行う**知識・能力・経理的基礎**を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、**利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議**が必要。

※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など**秘密保持・安全管理**のために必要かつ適切な措置を講じる必要。

コスト指標に係る指定飲食料品等について

- 原材料価格の高まり等の環境変化の中、持続可能な食料供給を図るため、令和5年8月以降、生産から消費までの関係者が参画した協議会・品目ごとのワーキンググループにおいて、課題やコストの把握等に関する議論を実施。
- 食料システム法の国会審議において、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を対象品目として定める旨の附帯決議が付されたところ。
- これらを踏まえ、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を、指定飲食料品等に指定。

○ 適正な価格形成に関する協議会及び品目別ワーキンググループの開催状況

年月日	会合
令和5年8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会 → 飲用牛乳ワーキンググループ、豆腐・納豆ワーキンググループの設置を決定
20日 30日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会

年月日	会合
令和6年10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会 → 米ワーキンググループ、野菜ワーキンググループの設置を決定
11月5日 6日	第1回 米ワーキンググループ 第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年2月 4日 7日	第2回 米ワーキンググループ 第2回 野菜ワーキンググループ
3月21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月15日 16日	第3回 米ワーキンググループ 第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月 6日 18日	第3回 野菜ワーキンググループ 第4回 野菜ワーキンググループ 第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月25日	第8回 適正な価格形成に関する協議会
7月15日	第4回 飲用牛乳ワーキンググループ

○ 食料システム法に関する国会審議（令和7年4月～6月）

指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。
(衆・参 農林水産委員会 附帯決議)

指定飲食料品等の指定とコスト指標の作成に必要な参画者の段階

飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、取引において持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、農林水産大臣が省令で指定。(法第41条第1項)

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）
令和8年4月1日施行（1月30日公布）

（指定飲食料品等の指定）

第二十六条 法第四十一条第一項の規定に基づき、次に掲げる飲食料品等を指定飲食料品等として指定する。

- 一 **米穀**
- 二 **野菜**
- 三 **豆腐**
- 四 **納豆**
- 五 **飲用牛乳** (成分調整牛乳を除く。第二十九条第五号において同じ。)

（指定飲食料品等ごとの段階）

第二十九条 法第四十二条第四項第三号の農林水産省令で定める段階は、次の各号に掲げる指定飲食料品等の品目に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 **米穀 生産、流通及び販売**
- 二 **野菜 生産、加工、流通及び販売**
- 三 **豆腐 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売**
- 四 **納豆 その原料となる大豆の生産並びに製造、流通及び販売**
- 五 **飲用牛乳 その原料となる生乳の生産及び流通、製造並びに販売**

コスト指標の作成に当たって、品目の事情に応じて、参画していただく必要がある段階



品目ごとのコスト指標作成候補団体の調整状況



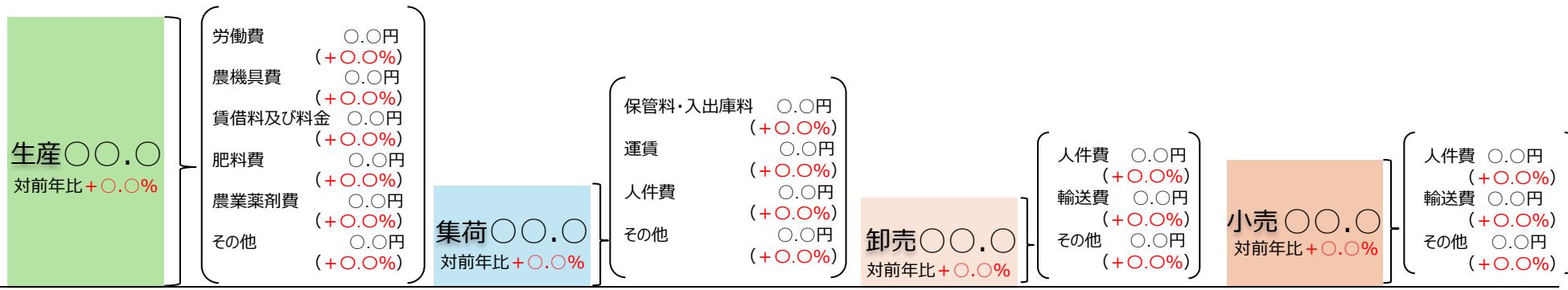
米	<p>米穀機構をコスト指標作成団体とし、その中に、「コスト指標作成等委員会」を設置</p> <p>【コスト指標作成等委員会の委員】 生産・集出荷団体、卸団体、小売団体 等</p>
野菜	<p>新規団体の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と加工団体が中心となって調整中</p> <p>【参画予定団体】 生産・集出荷団体、卸団体、仲卸団体、加工団体、小売団体 等</p>
(成分調整牛乳を除く。) 飲用牛乳	<p>新規団体の立ち上げを前提に、生産・集出荷団体と製造団体が中心となって調整中</p> <p>【参画予定団体】 生乳の生産・集出荷団体、飲用牛乳の製造団体、小売団体 等</p>
豆腐・納豆	<p>新規団体の立ち上げを前提に、製造団体が中心となって調整中</p> <p>【参画予定団体】 大豆の生産・集出荷団体、豆腐・納豆の製造団体、卸団体、小売団体 等</p>

コスト指標のイメージ（案）

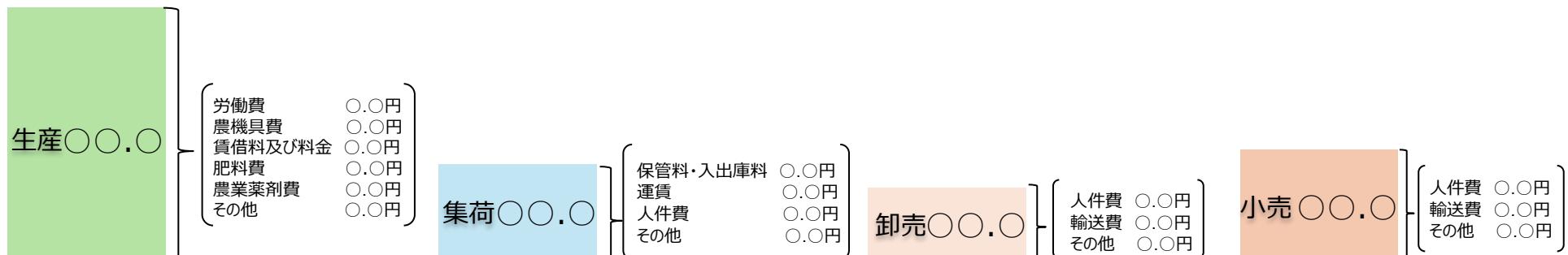


※本イメージ図は、仕入れ原価以外の費用を示すもの

【令和〇年〇月時点】



【令和△年△月時点（前年）】



コスト指標の消費者向けの活用イメージ（案）

- HP等で関係者の役割やコスト指標を表示。(小売事業者が必要に応じて消費者への説明に活用)
- メディア等への露出を通じて、広く消費者に費用を認識した購買行動を促す。(フェアプライスプロジェクト等)

○各段階の役割とコスト



- ①生産段階
稲を栽培して収穫、出荷。
労働費、農機具費、燃料費、肥料費、農薬費等



- ②集荷段階
集荷（委託・買取）した米を検査、保管し、卸売業者等に販売。
保管料・入出庫料、運賃、人件費等



- ③卸売段階
集荷業者等から仕入れた米を精米し、検査等を行い、
全国のスーパー・やレストラン、外食等へ販売。
機械費、包装容器代、輸送費等



- ④小売段階
精米・袋詰めされた米を店頭販売。
人件費、店内設備費、水道光熱費等



コスト指標



【前年】

農業経営者報酬
+各段階の企業利潤

④小売 ○○.○

③卸売 ○○.○

②集荷 ○○.○

①生産 ○○.○

【当年】

農業経営者報酬
+各段階の企業利潤

④小売 ○○.○
+○.○%

③卸売 ○○.○
+○.○%

②集荷 ○○.○
+○.○%

①生産 ○○.○
+○.○%

サプライチェーンの段階ごとのコスト

(精米ベース)

【前年】

農業経営者報酬
+各段階の企業利潤

その他経費 ○○.○

資材費 ○○.○

輸送費 ○○.○

人件費 ○○.○

【当年】

農業経営者報酬
+各段階の企業利潤

その他経費 ○○.○ +○.○%

資材費 ○○.○ +○.○%

輸送費 ○○.○
+○.○%

人件費 ○○.○
+○.○%

サプライチェーン全体の中での費目ごとのコスト

(精米ベース)

卸売市場におけるコスト指標の公表について



卸売市場における公表のイメージ①（指定飲食料品等を取り扱う市場の場合）

※インターネットの利用、場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第41条に基づき、農林水産大臣は、飲食料品等であって、取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを指定することができます。

当該指定を受けた指定飲食料品等のうち、本卸売市場において取扱予定のあるものは以下のとおりです。

野菜

- 上記品目について、法第42条第1項第1号に規定する、取引においてその持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標は、以下のとおりです。

(認定団体が公表する資料を転記、又はそのHPへのリンクを掲載)

- 法第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。

- 一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うこと。

- 卸売市場における価格形成の優良事例については、以下を参照ください。※必要に応じて記載

(優良事例を記載、又は優良事例を紹介するウェブページへのリンクを掲載)

卸売市場における公表のイメージ②（指定飲食料品等を取り扱わない市場の場合）

※インターネットの利用、場内掲示等により公表

【食品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化に関する公表事項】

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第36条に基づき、飲食料品等事業者等が飲食料品等の持続的な供給を図るため、取引において講ずるよう努めなければならないとされている措置の内容は以下のとおりです。
 - 一 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようすること。
- 卸売市場における価格形成の優良事例については、以下を参照ください。 **※必要に応じて記載**
(優良事例を記載、又は優良事例を紹介するウェブページへのリンクを掲載)

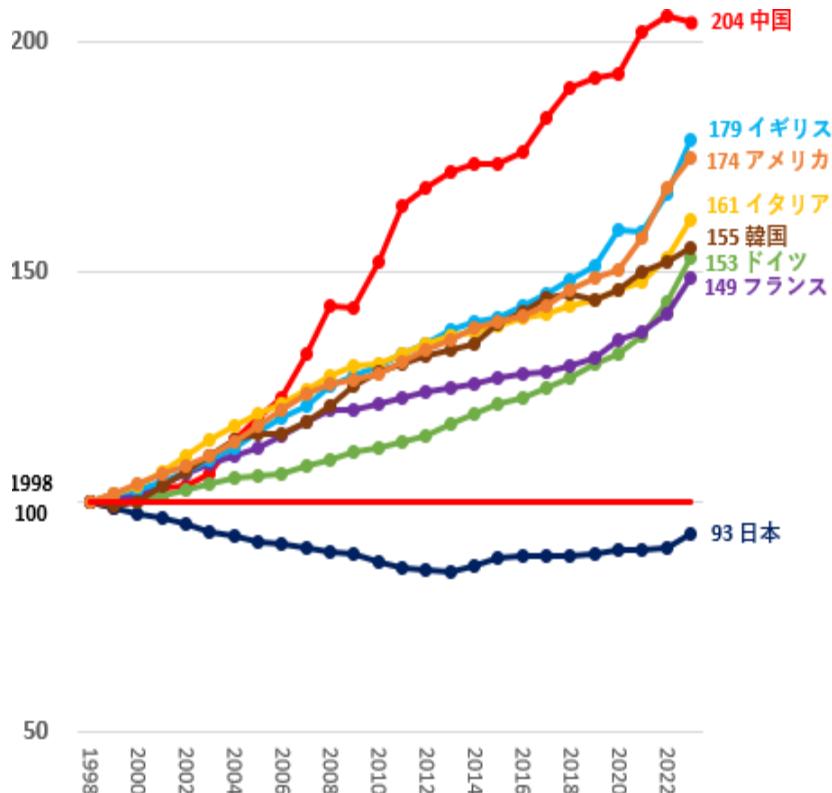
參考資料



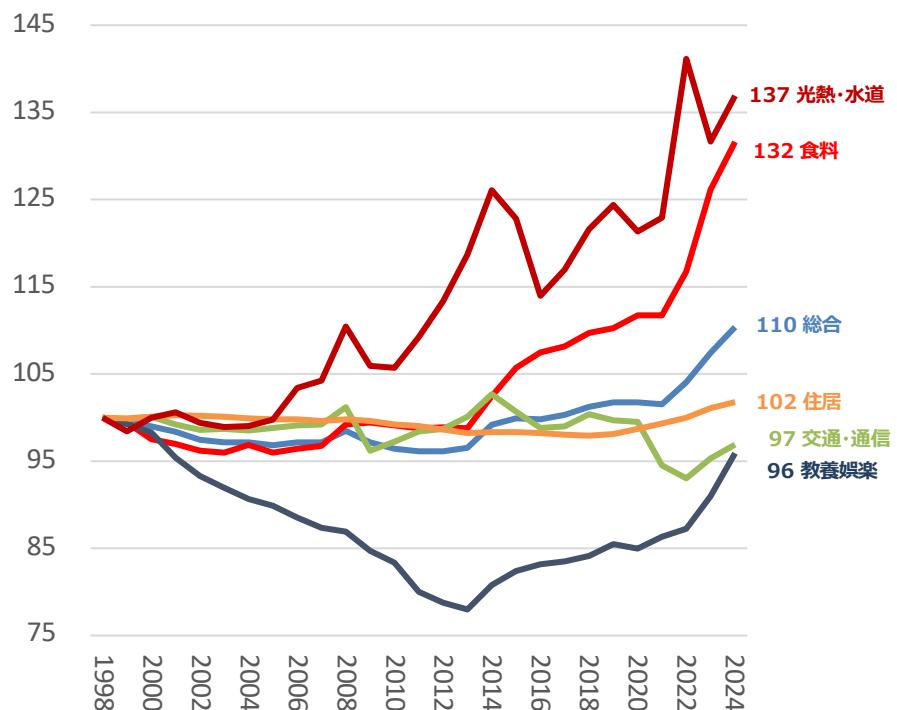
長期的な物価の動向

- GDPデフレータ（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では下降傾向で推移している。
- 食料の消費者物価指数は、長期のデフレ下にあって、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)



○消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)
注：資料では2020年=100とおいているものを、1998年=100とおいて計算

資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレータとは、(名目GDP) / (実質GDP) ×100で計算される、

消費だけでなく、設備投資や公共投資などを含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とおいているものを、1998年=100とおいて計算。

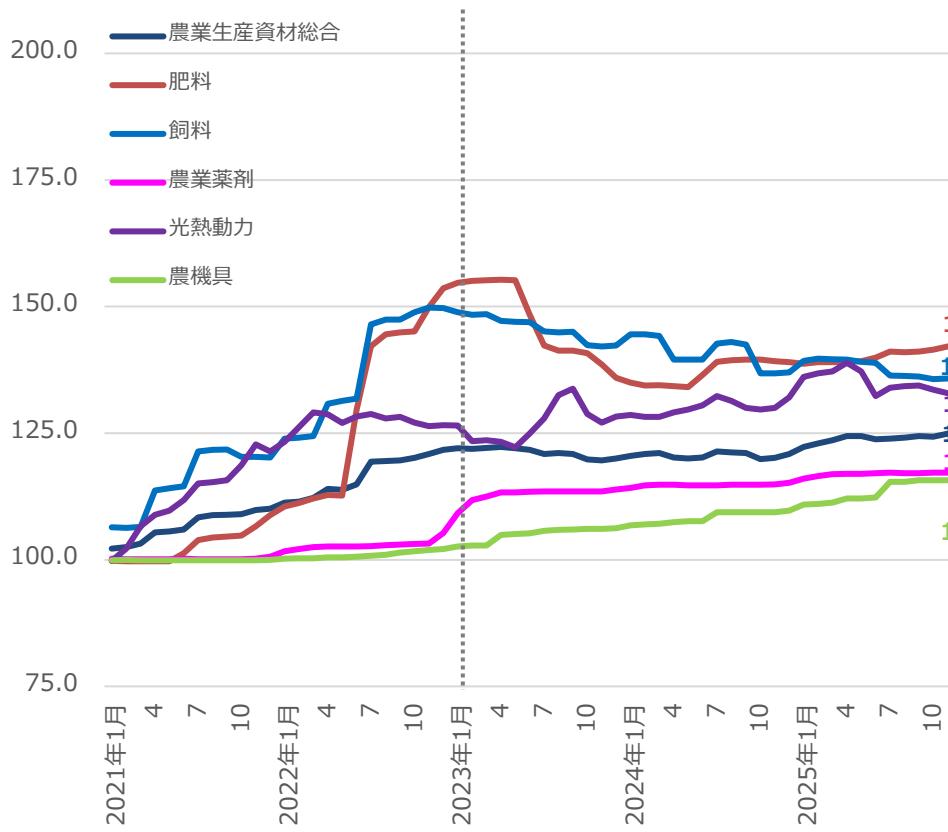
農業生産資材・食料価格の動向



- 農業生産資材の価格は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、2022年に急上昇。2023年以降も引き続き高水準で推移。
- 農産物の価格は、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、2023年後半以降上昇。一方、価格上昇の程度や時期は品目によって差があり、また野菜は価格変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】(2020年=100)

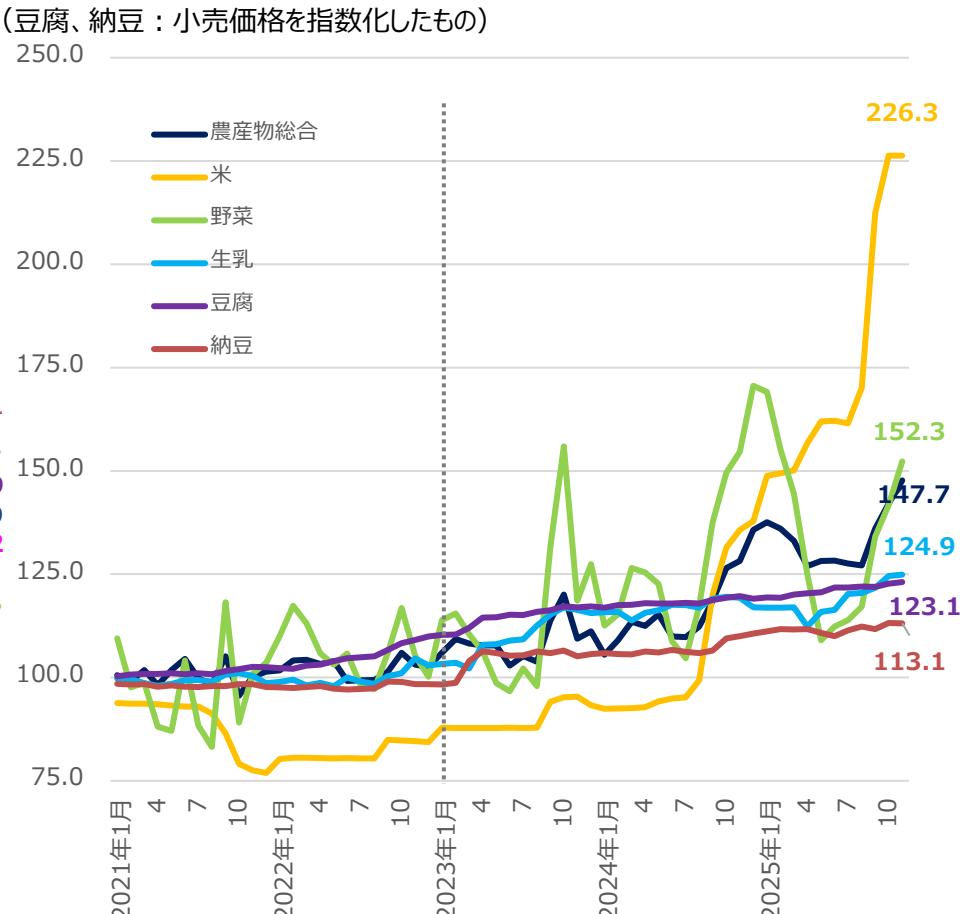
(農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指指数化したもの)



資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物・食品の価格指数の推移】(2020年=100)

(農産物総合、米、野菜、生乳：農業経営体が販売する農産物の価格を指指数化したもの)

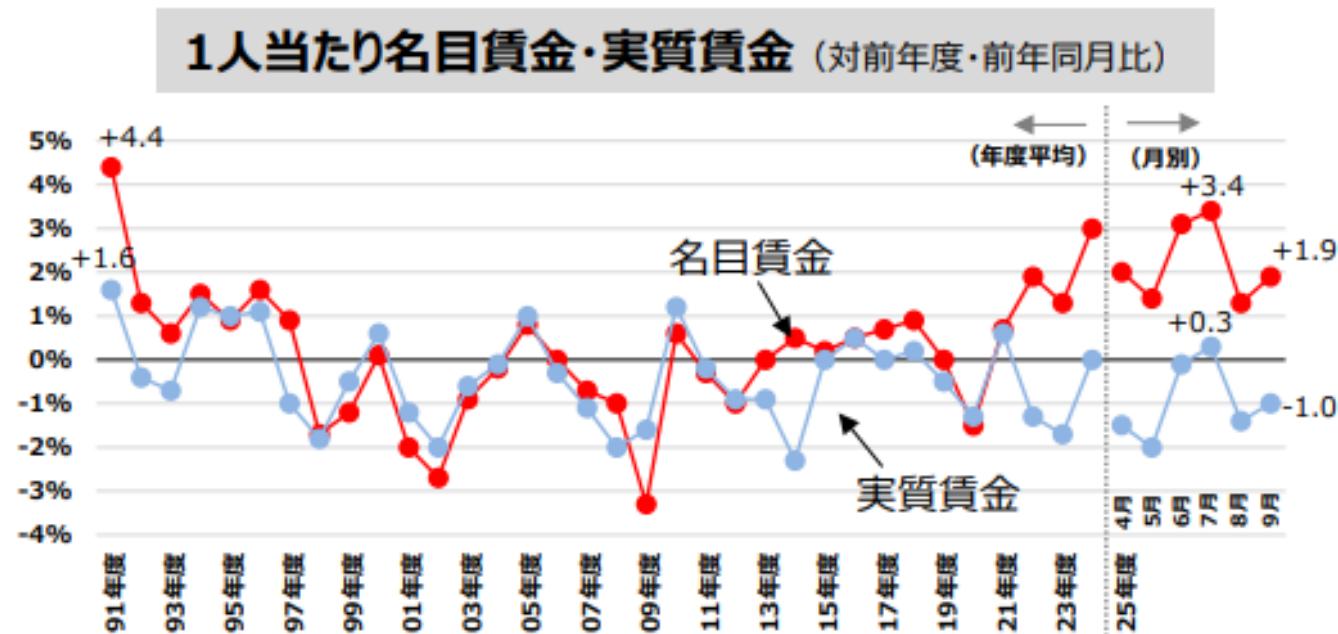


資料：農産物総合、米、野菜、生乳は農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

豆腐、納豆は総務省「消費者物価指数（2020年基準）」を基に作成

賃金の動向

- 一人当たりの**名目賃金**は、2021年度以降増加している一方で、**実質賃金**は、プラスが定着に至っていない。



(注) 「名目賃金・実質賃金」は、「現金給与総額」の対前年同期比。2025年9月の数値は速報値。事業所規模5人以上・就業形態計の数値。
実質賃金は、消費者物価指数（総合）により実質化されたもの。

(出所) 令和7年11月25日 政労使の意見交換「基礎資料」（内閣官房日本成長戦略本部事務局）から抜粋。
(厚生労働省「毎月勤労統計調査」を基に内閣官房日本成長戦略本部事務局が作成。)



1. 食料システム法における食品等の取引適正化措置をご紹介

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/gaiyou.html>



2. 食料システム法 努力義務・判断基準ガイドブック

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/250623-33.pdf>



3. ちょっと待って！そのコスト指標の使い方…法律違反かも！？

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-23.pdf>



4. 指導指針

(参考:農林水産省ホームページ)

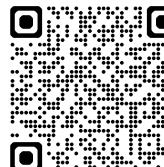
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-12.pdf>



5. 指導・助言・勧告・公表の様式など(事務取扱要領)

(参考:農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tekiseika/attach/pdf/gaiyou-11.pdf>



(2) 食品産業の発展に向けた計画認定制度 (食料システム法計画認定制度)



食料システム法計画認定制度の対象となる事業活動

- 食品等事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組に関する計画を申請。農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定事業者は金融・税制等上の総合的な支援・特例措置を受けることが可能

認定基準

- ✓ 農林水産大臣の定める基本方針に照らし適切なものであること
- ✓ 事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること
- ✓ 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること 等

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携可）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など



食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能
(研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可)

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編） など

食品等の持続的な供給を実現するための 食品等事業者による事業活動の促進（計画認定制度）に関する基本方針 概要

第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項

1 意義及び目標

【意義】	①安定取引関係確立事業活動 食品等事業者による原材料の安定調達
	②流通合理化事業活動 食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
	③環境負荷低減事業活動 サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
	④消費者選択支援事業活動 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進
【目標】 事業活動の取組数 2030年までに1,000件 ➡ 「農業・食料関連産業の国内生産額」 2030年までに150兆円	

2 実施に関する基本的な事項（安定取引関係確立事業活動等を実施する食品事業者が重点的に取り組むべき事項）

安定取引関係確立事業活動に特に関連

①農林漁業との連携の強化

- ・ 契約による安定的な取引関係の確立 等

流通合理化事業活動に特に関連

②流通の効率化

- ・ 物流の効率化、モーダルシフトの推進 等

③新たな需要の開拓と付加価値の向上

- ・ 品質及び衛生管理の高度化 等

環境負荷低減事業活動に特に関連

④環境負荷の低減

- ・ 温室効果ガス、食品ロスの削減 等

消費者選択支援事業活動に特に関連

⑤消費者理解の増進

- ・ サステナビリティ情報・食品等のコスト構造の見える化

安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、 消費者選択支援事業活動に関連

⑥省力化投資の促進

- ・ 省力化設備・システムの導入 等

⑦サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

- ・ 商品情報の標準化など個社を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進 等

⑧フードテックビジネスの推進

- ・ 日本の強みを活かしたフードテックビジネスの展開 等

⑨技術開発・先端的な技術の活用

- ・ 機械やITなど関連事業分野との協業による省力化・サステナビリティ対応技術の開発 等

⑩円滑な事業承継の促進

- ・ 地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継 等

⑪食品産業の事業基盤の強化

- ・ 事業再編を通じた食品産業の事業基盤の強化 等

食品等事業者が行う、食品等の持続的な供給に資する様々な取組が認定の対象

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（1）

● 令和8年2月5日時点で30の事業活動計画を認定

会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
1 (株)マルマサフード (大阪府)	カット野菜・果実の販売・仲卸	カット野菜工場に食品残渣を活用したバイオマス発電を行う食品残渣処理設備を新たに導入。CO2排出量削減及び工場全体の生産性の向上を図る。	環境負荷低減	公庫融資 (V資金)
2 PFC茨城 (株) (東京都)	青果流通加工業	首都圏への消費地ストックポイントや中継共同物流拠点として機能するコールドチェーン対応型の施設を整備し、高品質な青果物の安定供給を目指す。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
3 福井精米 (株) (福井県)	米穀卸売業	新たに精米工場を建設し、県内の地元米生産者との連携を進め取引量を増加。食の安全や地産地消といった消費者ニーズに合った高品質な食料品の提供を目指す。	安定取引	公庫融資 (V資金)
4 (株)ファーストダウン (福岡県)	カット野菜製造・販売	・中国・四国エリアにカット野菜の新工場を設け輸送距離を短縮し、物流の効率化を図る。 ・省力・省人化機械を導入し、生産に必要な作業者数を大幅に減少させ、労働生産性を高める。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
5 (株)ゆかり (大阪府)	飲食店	福島産米の生産者と卸売業者を含めた中長期的な契約による安定的な調達体制の構築し、飲食店での米の取扱量の拡大に取り組む。	安定取引	公庫融資 (V資金)
6 愛知県花き流通改善推進協議会 (愛知県)	花き事業者で構成する協議会	・集出荷施設内にコンテナ冷蔵庫を設置して、外部冷蔵庫保管時の横持ちの手間を削減する。 ・入庫時には流通パレットに積載して保管し、荷役時間の削減を図る。	流通合理化	—
7 名古屋西流通センター (株) (愛知県)	市場管理	コールドチェーン機能を備えた中継共同物流拠点を整備し、中部・北陸圏の卸売市場と連携した共同輸配送、西日本と東日本を繋ぐ中継輸送に取り組み、物流の効率化と取扱金額増加を目指す。	流通合理化	—
8 (株)オーシャンプロテック (福岡県)	生鮮魚介類の販売、加工品の製造等	(概要作成中)	安定取引	公庫融資 (V資金)

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（2）

会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
9 (株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・関東で3拠点に現在分散している物流・加工機能のうち、2拠点を統合・整備することで、物流費の削減を図る。 ・新拠点でQRコードによる商品管理とトレーサビリティシステムを導入し、処理効率の向上を図る。 	流通合理化	—
10 (株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを用いた需要予測と、その予測に基づいた供給側のマッチングを進めることで、取引品目の需給バランスの向上を図り、流通過程における食品ロスを削減する。 ・一部商品の流通・販売時の包装資材の削減を図る。 	環境負荷低減	—
11 (株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・流通商品の二酸化炭素の排出量の算定（見える化）を推進する。 ・二酸化炭素排出量の情報にアクセスできるQRコードを商品に貼付し環境負荷に係る意識の啓蒙を行う。 	消費者選択支援	—
12 味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	冷凍ギョーザ工場で発生する動植物性残渣を堆肥化し、同堆肥を用いて栽培したキャベツを冷凍ギョーザの原材料として活用する資源循環スキームの拡大を通じた農業生産者との安定取引の拡大。	安定取引	—
13 味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな物流拠点の整備等による在庫管理と輸配送の最適化の推進。 ・モーダルシフトによる輸配送最適化の推進。 	流通合理化	—
14 味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	<ul style="list-style-type: none"> ・国内工場のフリーザーや冷蔵冷凍機を環境配慮型のモデルに更新し、製品品質を保ちながらCO₂排出量削減を推進する。 ・製品のプラスチック廃棄物削減、リサイクルしやすい素材の採用、製品以外のプラスチック廃棄物削減を推進する。 	環境負荷低減	—
15 味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	オウンドメディアや教育機関連携を通じ情報発信を拡大し環境配慮への理解と共感を育み、消費者と共に持続可能な社会づくりに貢献する。	消費者選択支援	—
16 沖永良部島花き流通合理化実証協議会 (鹿児島県)	食品等流通事業者を中心とする協議会	切り花について、消費地までの各段階で新たな鮮度保持技術を用いたコンテナを活用し、維持期間を延伸の実装を行う。一回に輸送する積載数の増加を実現して物流の効率化を図る。	流通合理化	—

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（3）

会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
17 (株) 万惣 (広島県)	各種食料品小売業	・店頭で販売する国産野菜及び国産豚肉の利用を拡大することにより、安定的な供給体制の構築と収益の拡大を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
18 (株) 万惣 (広島県)	各種食料品小売業	・プロセスセンターへの冷蔵設備及び冷凍設備等の導入により、消費期限を延長した生鮮食品の量産体制を構築する。 ・コンテナ洗浄機の投入・排出ロボットの導入により、コンテナ洗浄工程の無人化を実施し、省人化と労働環境の改善を図る。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
19 協同組合 八戸青果センター (青森県)	事業協同組合	冷蔵庫・荷捌き所・トラック積み込み場所を一体化した設備整備を進め、市場内の商品運搬の時間短縮と衛生向上を図る。	流通合理化	公庫融資 (卸売市場機能高度化)
20 (株) 丸尚 (新潟県)	総菜等製造業	・業務用食品を製造する新工場を建設し、効率的な製造設備配置と物流動線の効率化、最新設備の導入による製造時間の短縮と全工程の自動化・省力化を実施する。 ・急速冷却可能な最新設備の導入により、品質保持・衛生管理の高度化も図る。	流通合理化	公庫融資 (V'資金)
21 (株) 松源 (和歌山県)	スーパー・マーケット	スーパーの新店舗出店に伴い、和歌山県産農産物（イチゴ）の調達安定化のため、既存取引先との計画的な連携による取引量の向上を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
22 (株) アマタケ (岩手県)	ブロイラー生産、食鳥処理・食肉製品製造加工販売	最新の海外製食鳥処理機械を備えた高効率ない鴨の食鳥処理加工場を新たに整備するとともに、引契約に基づき合鴨生産者からの取扱量を増大し、安定した取引を実現する。	安定取引	公庫融資 (V資金)
23 スマートラストマイル協議会 (東京都)	任意協議会	・AI診断による配送ルートの最適化で、トラック待ち時間の解消および配送時間の短縮を目指す。 ・主にバックヤードの狭い小規模外食における荷受能力の向上で輸送回数の削減を達成するシステムの実装促進により輸送回数の削減を図る。	流通合理化	－
24 味の素（株） (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	カップスープの主原料スイートコーンを生産する北海道の契約農家との取組を加速・拡大させ、国産生鮮原材料使用量増加を推進。	安定取引	－

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（4）

会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
25 味の素（株） (東京都)	食品の研究開発、 製造、販売	・カップスープの原材料であるスイートコーンの収穫・加工時に発生する芯・葉・茎等の副産物の飼料化・肥料化を通じ持続可能な農業・畜産業へ貢献。 ・カップスープ包材のモノマテリアル化拡大を推進。	環境負荷低減	—
26 味の素（株） (東京都)	食品の研究開発、 製造、販売	カップスープ事業での環境へ配慮した活動に関し、工場見学やオウンドメディア(自社HPやSNS等)を通じた情報発信を推進。	消費者選択支援	—
27 コーミ（株） (愛知県)	食品加工業	・新工場建設により安定した生産体制の構築を行うとともに、分散していた調味料製造拠点の移転・集約化により商品物流の合理化を図る。 ・工場建設に伴い、生産方式の見直しや食の安全性に係る認証取得を行い、国産製品の増産や海外販路の開拓を図る。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
28 松村食販（株） (群馬県)	食料品卸売業	地元に加え、他産地の農業法人と直接取引を行い、原料玄米を安定調達するとともに、新たに精米ラインを整備し、全量自社精米とすることで精米の安定供給と収益拡大を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
29 セントライ青果 (株) (愛知県)	青果卸売業	他の卸売事業者との資本提携により、集荷力向上、物流効率化、モーダルシフトの促進、ノウハウ共有による専門人材育成に取り組む。	流通合理化	公庫融資 (卸売市場機能高度化)
30 農作物流通イノベーション協議会 (佐賀県)	任意協議会	青果物流における、受発注のデジタル化拡大、労務管理および配車計画のアルゴリズム化による人依存からの脱却による経費削減と取扱数の増加に向けた実証を行い、持続可能な効率化と拡大を実現する。	流通合理化	—

【参考】(HP) 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況について

これまでに認定された各事業活動の概要を掲載

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/nintei.html>



株式会社万惣



計画概要

中国地方及び九州地方を中心とした出店の拡大に伴い、(株)万惣の店頭で販売する国産野菜及び国産豚肉の利用を拡大するため、契約農家及び特定農家からの取引量拡大に取り組み、安定的な供給体制の構築と収益の拡大を図る。

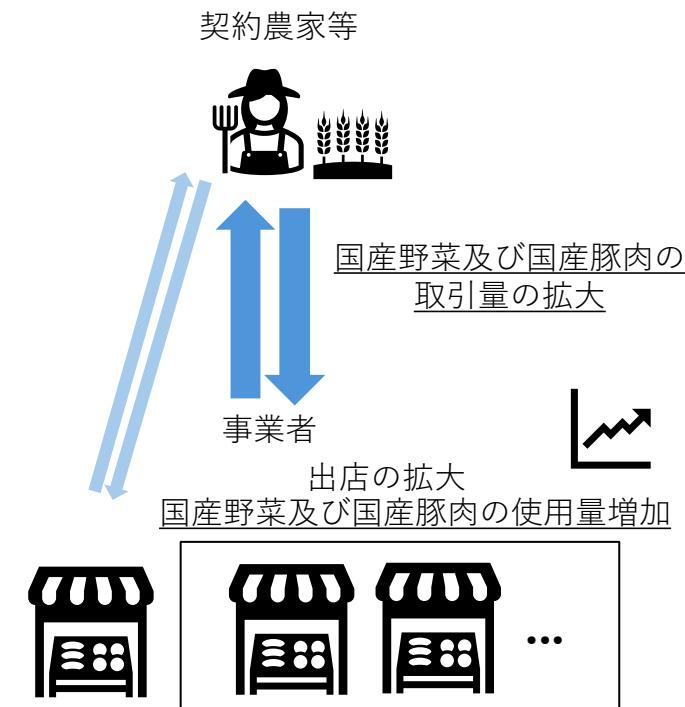
目標

契約先から国産野菜及び国産豚肉の仕入量を令和12年末までに20%増加させる。

食料システムへの寄与

取引量の拡大により、生産者の所得向上と経営の安定化に寄与し、地域農業や食品産業の発展と持続的な食品の供給体制の確立に貢献する。

計画のイメージ



名古屋西流通センター株式会社



計画概要

物流の2024年問題に対応し、遠隔地からの青果物を消費地に安定的に届けるためにコールドチェーン機能を備えた中継共同物流拠点を整備し、中部・北陸圏の卸売市場と連携した共同輸配送、西日本と東日本を繋ぐ中継輸送に取り組み、物流の効率化と取扱金額増加を目指す。

目標

当該施設を活用した中継輸送、共同輸配送を推進することで、目標年度（令和12年度）において、集荷数量を43,000 t（うち中継輸送 3 万 t）まで増加させる。

食料システムへの寄与

生産者に対しては、産地からの幹線輸送に対応した中継共同物流拠点を活用し、より遠隔地からの安定供給や販路の拡大が可能となり、また、コールドチェーン流通を行うことで品質面でも評価向上が見込まれる。

一方、消費者に対しては、全国の多種多様な品目の提供が可能となり、合わせて定温・保冷施設の活用による品質管理により、多様化したニーズに継続的に対応できることから満足度の向上に資する。

計画のイメージ



市場と近隣県等との位置関係



コールドチェーンを確保した中継共同輸配送の機能を整備

株式会社マルマサフード



計画概要

カット野菜工場の製造ラインを一部更新し、食品残渣を活用したバイオマス発電を行う食品残渣処理設備を新たに導入。温室効果ガス(CO₂)の排出量の削減及び工場全体の生産性の向上を図る。

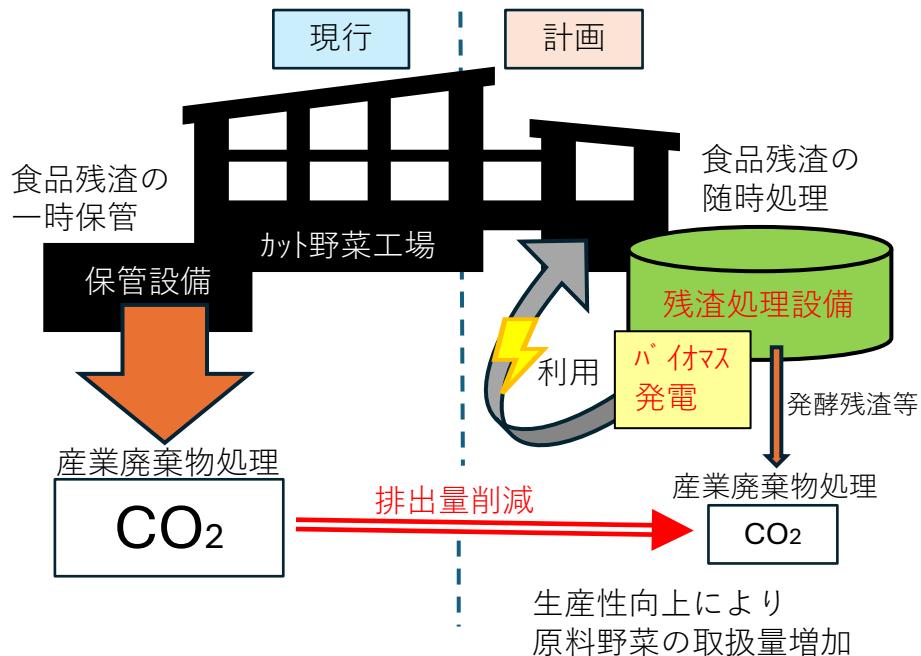
目標

食品残渣廃棄時に発生する温室効果ガス(CO₂)の排出量を令和11年度までに9割以上削減する。

食料システムへの寄与

温室効果ガス(CO₂)の削減を図ることで、環境負荷を抑えた食品製造が可能となり、持続可能な社会を支える消費者行動を後押しし、環境に配慮した製品を選びたいという消費者ニーズに応えることができる。

計画のイメージ



味の素冷凍食品株式会社



計画概要

「環境への配慮」活動全体を統一コンセプトのもと構造化し、物語として消費者に届ける活動を開始する。オウンドメディアや教育機関連携を通じ情報発信を拡大し環境配慮への理解と共感を育み、消費者と共に持続可能な社会づくりに貢献する。

目標 令和8年4月～令和12年3月

味の素冷凍食品の「環境への配慮」活動・アクションに関する消費者向けの刊行物を制作し、計画終了までに計20件発信する。

食料システムへの寄与

「環境への配慮」活動・アクションを通じて、環境配慮に取り組む企業の商品をおいしく食べること自体が、食品のサステナブルに参画しているという貢献実感創出に寄与する。加えて自身の暮らしを無理に変えることなく、またストレスなく、食のサステナブルに参画できるという理解・共感を得て、食品産業に好影響を波及させるという消費者のパーセプションチェンジ（認識の変化）に寄与する。また本活動の結果として食品産業全体の付加価値向上と持続的成長に貢献する。

計画のイメージ

オウンドメディア（ホームページ・SNS）における情報発信例



認定を受けた場合の特例措置（概要）

- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、金融・税制を含む以下の幅広い特例措置を受けることが可能

項目	主な内容	備考
 金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（ 食品等持続的供給促進資金 ）	<ul style="list-style-type: none">設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	<ul style="list-style-type: none">海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	<ul style="list-style-type: none">民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	<ul style="list-style-type: none">指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能大企業も対象産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	<ul style="list-style-type: none">資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
 税制特例	中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none">設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	<ul style="list-style-type: none">脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	<ul style="list-style-type: none">合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
 その他	農研機構による設備等の供用等	<ul style="list-style-type: none">技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	<ul style="list-style-type: none">事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有



食品等持続的供給促進資金（日本政策金融公庫の長期・低利融資）【金融支援】

- 中小企業者^(注)が、認定を受けた計画に基づき取組を行う際、以下の要件を満たす場合、日本政策金融公庫から長期・低利融資（食品等持続的供給促進資金）を受けることが可能。

名称	食品産業・農林漁業連携型事業（V資金）	食品産業生産性向上型事業（V'資金）	卸売市場機能高度化型施設
対象者	安定取引関係確立事業活動計画等について認定を受けた食品等事業者		流通合理化事業活動計画等について認定を受けた卸売市場の開設者・卸売業者・仲卸業者・仲卸売業者等の組織する法人
要件	<p>事業実施後 5 年以内に①～③のいずれかの目標を満たすこと</p> <p>① 地域の農林水産物の取扱量が概ね<u>20%以上</u>増加 ② 輸入農林水産物の取扱量の概ね<u>20%以上</u>を地域の農林水産物に切り替え ③ 地域の農林水産物の取扱額が<u>年間3,000万円以上</u></p> <p>※①～③について、取引する農林漁業者の特定が必要</p>	<p>事業実施後 5 年以内に①又は②のいずれかの目標を満たすこと</p> <p>① 地域の農林水産物の取扱量が概ね<u>10%以上</u>増加 ② 地域の農林水産物の取扱額が<u>年間1,500万円以上</u></p>	<p>①～④の要件のうち 3 つ以上を満たすこと</p> <p>① 卸売市場の施設の近代化を図ること ② 卸売市場の流通機能の高度化を図ること ③ 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図ること ④ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化を図ること</p>
対象事業	<p>1 農林漁業者と食品等事業者が共同して利用する施設の整備等 2 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 3 他の事業者への出資 (注) 他の事業者は農林漁業を営む法人又は食品等事業者に限る。 4 長期運転資金 (注) 1～3 の事業に関連して必要となる費用の支出に限る。</p>	<p>1 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 2 他の事業者への出資 (注) 他の事業者は食品等事業者に限る。 3 長期運転資金 (注) 1 又は 2 の事業に関連して必要となる費用の支出に限る。</p>	<p>1 品質管理保全施設 2 定温輸送車 3 自動仕分け・搬送保管施設 4 加工・調製施設 5 パッケージ施設 6 情報処理施設 7 営業の譲受け 8 出資 9 特別の費用 (注) 1～7 に係るものに限る</p>
利率	2.25 % (中小特利③- 1)	2.75 % (中小特利①)	2.25 % (中小特利③- 1)
	(令和8年1月20日現在、融資期間15年の場合) ※利率は融資期間によって異なる。		
融資期間	10 年超 25 年以内 (うち据置期間 3 年以内)		
融資限度額	負担額の 80 %以内		

(注) 中小企業者の要件

・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人（個人の場合、従業員の条件のみ）
なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当。

・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しない。

例：農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益含む）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目	主業種	製造業、その他	卸売業	サービス業	小売業
資本金・従業員	3億円以下または300人以下	1億円以下または100人以下	5千万円以下または100人以下	5千万円以下または50人以下	

食料システム機構による債務保証【金融支援】

- 認定を受けた計画に基づき、取組を行う際に、**民間金融機関からの借入れに係る債務の保証を食品等持続的供給推進機構（食料システム機構）から受けることが可能**
- 認定を受けた食品等事業者だけでなく、計画に位置付けられた農林漁業者や技術の研究開発を行う事業者も対象

保証条件	保証対象	その他
<ul style="list-style-type: none">● 財務諸表が次のいずれかに該当すること<ol style="list-style-type: none">① 公認会計士の監査を受けたものであること② 当該中小企業者等が会社法第2条第8号に規定する会計参与設置会社であって、当該財務諸表が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること③ 「中小企業の会計に関する指針」に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること● その債務保証の対象資金が主取引銀行の借入れに係るものであること	<ul style="list-style-type: none">● 対象事業活動の実施に必要な設備資金（土地を含む）及び運転資金（試験研究費、試作費、市場調査費、原材料、調達費、販売促進費等）	<ul style="list-style-type: none">■ <u>保証限度額</u><ul style="list-style-type: none">● 1事業者当たり4億円以下■ <u>保証期間</u><ul style="list-style-type: none">● 設備資金：20年以内（うち据置期間は3年以内）、運転資金：5年以内（うち据置期間は1年以内）■ <u>保証料</u><ul style="list-style-type: none">● 借入金元本に係る保証残高に対して、一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額■ <u>保証割合の上限</u><ul style="list-style-type: none">● 5年以上の経営実績がある場合等…借入金元本等の90%● それ以外の場合…借入金元本等の50%



中小企業経営強化税制【税制特例】

- 青色申告書を提出する中小企業者等が、認定を受けた計画に基づき、以下のいずれかの類型に該当する設備を新規取得等して事業の用に供した場合、税額控除又は特別償却を選択適用することが可能

類型	要件	対象設備	その他要件	特例内容
生産性向上設備 (A類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産性※が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置（160万円以上） ● 工具（30万円以上） ※ A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る ● 器具備品（30万円以上） ● 建物附属設備（60万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） ※ A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産等設備を構成するもの ※ 事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない ● 国内への投資であること ● 中古資産・貸付資産でないこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象設備の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却
収益力強化設備 (B類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率※が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる 			
経営資源集約化設備 (D類型)	<ul style="list-style-type: none"> ● 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 			
経営規模拡大設備 (E類型：100億企業を目指す事業者が対象)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 賃上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械装置（160万円以上） ● 工具（30万円以上） ● 器具備品（30万円以上） ● ソフトウェア（70万円以上） ● 建物及びその附属設備（1,000万円以上） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円		<ul style="list-style-type: none"> ● 対象設備（建物及びその付属設備除く）の新規取得等の際、10%の税額控除（資本金が3,000万円を超える場合7%）又は即時償却 ● 上記に伴って新增設する建物・建物附属設備について、税額控除又は特別償却 ※ 【税額控除】賃上げ5%以上：2%、賃上げ2.5%以上5%未満：1% ※ 【特別償却】賃上げ5%以上：25%、賃上げ2.5%以上5%未満：15%



カーボンニュートラル投資促進税制【税制特例】

- 認定を受けた環境負荷低減事業活動計画に基づき、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入する場合、最大10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大14%）又は50%の特別償却を選択適用することが可能

要件	対象設備	特例内容
<ul style="list-style-type: none">● 設備投資による効果以外も含めて、炭素生産性（※）を3年以内に15%以上（中小企業者等の場合は、10%以上）向上させること● 計画に記載された設備のうち、設備導入前後の事業所の炭素生産性を1%以上向上させる設備であること	<ul style="list-style-type: none">● 機械装置● 器具備品● 建物附属設備● 構築物 <p>※ 照明設備及び対人空調設備は除く</p>	<ul style="list-style-type: none">■ <u>中小企業者等</u><ul style="list-style-type: none">● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を17%以上向上させる場合は14%、10%以上向上させる場合は10%）又は50%の償却■ <u>それ以外の企業（大企業など）</u><ul style="list-style-type: none">● 対象設備の導入の際、税額控除（炭素生産性を20%以上向上させる場合は10%、15%以上向上させる場合は5%）又は50%の償却

$$(※) \text{ 炭素生産性} = \frac{\text{付加価値額} \text{ (= 営業利益 + 人件費 + 減価償却費)}}{\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量}}$$



事業再編時の登録免許税軽減措置【税制特例】

- 認定を受けた計画に基づき、**合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に係る登録免許税の軽減措置**を受けることが可能

要件	対象の措置	特例内容		
		通常の税率	特例税率	軽減率
● 計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ① 修正ROIC 2 %向上 ② 固定資産回転率（有形固定資産 + ソフトウェアの回転率）5 %向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額9 %向上	● 会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	▲50.0%
● 計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ① 有利子負債／キャッシュフロー ≤ 10倍 ② 経常収入 > 経常支出等	● 合併による設立又は資本金の増加	0.15%	0.1%	▲33.3%
	● 資本金が増加する場合の合併	0.7%	0.35%	▲50.0%
	● 分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	▲28.6%
	● 土地の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 建物の所有権の取得	2.0%	1.6%	▲20.0%
	● 合併による不動産の取得	0.4%	0.2%	▲50.0%
	● 分割による不動産の取得	2.0%	0.4%	▲80.0%



農研機構の設備等の供用等【研究開発支援】

- 認定を受けた計画に基づき、**技術の研究開発を行う際に、農研機構（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）の保有する研究開発設備等を有償で利用することが可能**（計画に位置付けられた技術の研究開発を行う事業者も対象）
- 設備等の利用と併せ、農研機構の専門家の派遣など、事業者からの要望に合わせて農研機構による協力を受けることが可能

利用できる設備



高圧処理装置

東洋高圧
(TFS6-50, TFS2-500)

使用用途

- 食品を液体に浸した状態で数千気圧（数百MPa）以上の圧力で高圧処理する装置。600 MPaでの処理では、風味・成分を保持しつつ加熱することなく殺菌できるため、ジュース、肉製品等の製造に使用できる。100 MPaでの処理では、効率的に調味液を含浸させつつ加熱することで、各種エキスの製造の他に、生に近い食感・風味を活かした長期冷蔵保存可能なコンポートの製造に使用できる。



マイクロ波減圧乾燥機

四国計測工業
(μReactor Ex)

- 水の沸点が低下する減圧下でマイクロ波を照射することにより食材を乾燥する装置。果実等の農産物の乾燥に適しており、低温で迅速に乾燥することができる。さらに、予備凍結との組合せにより、従来の熱風乾燥と比べて収縮や変形が少なく、フリーズドライに近い品質の乾燥品を製造することが可能。



胃消化シミュレーター

イーピーテック

- ヒトの胃の下部（幽門部）や胃壁のぜん動運動、胃内容物の流動を再現する装置。食品、人工唾液および人工胃液から構成される胃内容物の消化過程を観察・評価可能。農産物や加工食品の胃内消化性の評価に利用されている。

農研機構 問い合わせ先

電話番号

HP・メールアドレス

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
スマート農業施設供用推進プロジェクト室

029-838-6773

HP : <http://www.naro.go.jp/collab/sappo>
メールアドレス : sappo★ml.affrc.go.jp
※メールアドレスの「★」は半角の「@」に置き換えてください

事前相談はこちらから→



R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置①

計画認定制度の認定が要件化されている事業（※認定見込みも含む）



事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
食品等物流合理化緊急対策事業	我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。	流通合理化事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 (卸売市場施設の防災・減災対策)	災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、防災・減災対応を行うための施設整備を支援します。	流通合理化事業活動
卸売市場緊急整備事業	産地の出荷体制の高度化・効率化に対応した農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化や、「海外から稼ぐ力」を強化すべく農林水産物・食品の輸出を促進するため、卸売市場の再編集約・合理化・高度化のための施設整備を支援します。	流通合理化事業活動
持続的な食料システム確立緊急対策事業のうち 産地連携支援緊急対策事業	産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、食品製造事業者が産地を支援する取組（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動
食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業	中小の飲食事業者における省力化を図るとともに、労働生産性向上や賃金アップ、社会的責任の遂行等の具体的な取組を示す「飲食業労働生産性向上モデル」を業態別・事業者規模別に形成するために必要となる専門家による伴走支援や、システム・サービス等の導入経費等を支援します。また、広く飲食事業者における労働生産性向上の取組を広めるための横展開を実施します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動

【参考】(HP) 食料システム法計画認定制度事業活動計画の認定による補助事業の優遇措置について（令和7年度補正予算）

事業活動計画の認定認定事業者に対して優遇措置を設けている令和7年補正予算事業の概要、問い合わせ先等を掲載
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/attach/pdf/gaiyou-16.pdf>



R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置②

計画認定制度の認定者を優先採択・審査時に考慮



事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 麦・大豆供給円滑化推進事業	国産麦・大豆を一定期間保管するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 麦・大豆利用拡大事業	国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発等を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
水産エコラベル認証取得支援事業	国際基準の水産エコラベル認証を希望する事業者に対してコンサルティングを行い、審査の事前準備となる取組状況の確認、申請書作成等を支援します。	消費者選択支援事業活動

計画認定制度の認定を審査時にポイント加算



事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち 業種横断型プロジェクト実証支援事業	省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品事業者及び機械メーカー等が連携して行うプロジェクトを支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
【再掲】 食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業 (※申請者が既に認定を受けている場合)	中小事業者が多い飲食業において、労働生産性向上に向けた伴走支援や「労働生産性モデル」の形成・横展開を図る取組を支援します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動
食品ロス削減等緊急対策事業	循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロスの削減に向けたフードサプライチェーン全体における課題解決や、食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築、食品リサイクルの効率化等の取組を推進します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
食品産業プラスチック資源循環対策事業	食品事業者が再生プラスチックの利用を拡大するにあたっての課題を明らかにし、利用拡大に向けた対応策を取りまとめます。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
産地生産基盤パワーアップ事業 (収益性向上対策)	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
新基本計画実装・農業構造転換支援事業	食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。	安定取引関係確立事業活動

R7補助予算事業における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置④

計画認定制度の認定を審査時にポイント加算



事業名（R7補正）	事業の概要	対象となる計画の種類
国産青果物安定供給体制構築事業のうち 国産野菜周年安定供給強化事業	生産者、中間事業者、実需者等が連携した国内産地による周年安定供給を実現するため、加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち 畑作物加工・流通対策支援事業	① 分みつ糖・いもでん粉工場の労働生産性向上等の取組を支援します。 ② 畑作物の持続的な生産を確保するため、インバウンド向け等市場調査、新商品の開発支援、マッチング等の取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
みどりの食料システム戦略緊急対策事業のうち 有機農業推進総合対策事業（有機農産物等の流通・販売緊急実証事業）	有機農産物の利用拡大を推進するため、共同出荷等によるロットの拡大、産地リレーによる切れ目のない供給体制の構築等による全国的な流通体制の効率化に向けた取組等を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
ターゲット国における輸出海外展開支援体制の確立緊急対策のうち 水産物輸出加速化連携推進事業	水産物の生産から加工・流通・輸出にわたるバリューチェーン関係者が連携し、競争力ある水産物を輸出できる体制を整備するため、①バリューチェーン関係者の連携強化、②加工機器や情報共有システム等の導入、③海外の販路の拡大・多角化のための活動等の実証の取組を重点化して支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動
水産業競争力強化緊急施設整備事業	水産加工業者や水産流通業者等が行う競争力強化のために必要となる共同利用施設の整備を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動

R8予算概算決定における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置①

計画認定制度の認定が要件化されている事業（※認定見込みも含む）



事業名（R8）	事業の概要	対象となる計画の種類
持続可能な食品等流通総合対策事業	我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、ラストワンマイル配送の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。	流通合理化事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 (卸売市場施設等支援タイプ)	卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。	流通合理化事業活動
食品産業省力化投資促進事業のうち 飲食業労働生産性向上推進事業	食品企業の中でも特に低い飲食業の労働生産性を向上させるため、飲食事業者に対する専門家派遣による伴走支援を実施します。	流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動

【参考】(HP) 食料システム法計画認定制度事業活動計画の認定による補助事業の優遇措置について（令和8年度予算概算決定）

事業活動計画の認定認定事業者に対して優遇措置を設けている令和8年予算事業の概要、問い合わせ先等を掲載
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/attach/pdf/gaiyou-17.pdf>



R8予算概算決定における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置②

計画認定制度の認定を審査時にポイント加算



事業名（R8）	事業の概要	対象となる計画の種類
食品産業省力化投資促進事業のうち 業種横断型技術開発実証事業	省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品企業や機械メーカー、スタートアップ等の関係者が連携して行う業種横断的プロジェクト（生産設備データの標準化等）を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
食品ロス削減総合対策事業	食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、業界全体で横展開を図る活動を支援するとともに、企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容が公表される仕組みの構築に向けた調査等を行います。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
食品産業プラスチック資源循環対策事業	食品産業における再生プラスチック利用拡大に向けた調査及び課題整理、環境配慮設計の標準化に向けた取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動
強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (再編新事業)	食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。	安定取引関係確立事業活動
持続的生産強化対策事業のうち 花き支援対策	花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等、地域や全国で生じている課題解決に資する取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動

R8予算概算決定における計画認定制度の認定事業者に対する優遇措置③

計画認定制度の認定を審査時にポイント加算



事業名（R8）	事業の概要	対象となる計画の種類
持続的生産強化対策事業のうち 国産野菜周年安定供給強化事業	加工適性の高い品種や大型コンテナの導入など生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援します。	安定取引関係確立事業活動
地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）のうち 地域資源活用・地域連携推進支援事業	地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動
地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。	安定取引関係確立事業活動
鳥獣被害防止総合対策交付金のうち 鳥獣被害防止総合支援事業	シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や人材育成、侵入防止柵の省力的な管理、ジビエ利用拡大等を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動
持続可能な水産加工流通システム推進事業のうち 水産加工連携プラン支援事業	水産物を持続的かつ安定的に供給するため、生産・加工・流通・販売を含むサプライチェーン上の関係者や金融機関等の専門家が幅広く連携して行う、水産加工流通の課題解決のための取組を総合的に支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動
浜の活力再生・成長促進交付金のうち 水産業強化支援事業（加工流通構造改善目標）	浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備等により、漁村地域の活力の再生を図る取組を支援します。	安定取引関係確立事業活動 流通合理化事業活動 環境負荷低減事業活動 消費者選択支援事業活動

○ 食品等物流合理化緊急対策事業

令和7年度補正予算額 1,967百万円

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給の能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）等

<事業の内容>

1. 物流生産性向上推進事業

973百万円の内数

流通標準化ガイドライン等に基づき、物流の標準化に取り組む事業者が行う、標準パレットの導入、モーダルシフト等の実装の取組や設備・機器等の導入を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 輸出物流構築事業

973百万円の内数

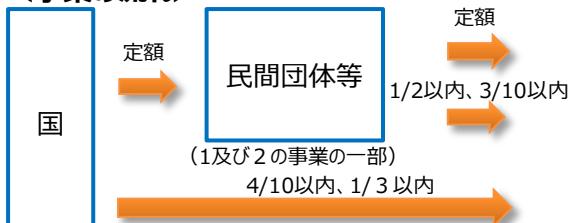
基幹ルートの機能強化や地方港湾・空港を活用した効率的な輸出物流を構築する取組、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器の導入等を支援します。また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

3. 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

994百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1、2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
(3の事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)

<事業イメージ>

流通関係者による協議会

産地

卸売業者

小売業者

物流事業者

輸出事業者

等

<物流生産性向上に係る実装/設備・機器等導入>

標準パレット化



デジタル化・データ連携



モーダルシフトへの適応



<輸出物流の構築/設備・機器導入>

輸出物流実装



輸出基地



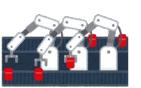
地方港湾等



冷蔵庫・パレタイザー導入



物流施設の利用



<中継共同物流拠点の整備>

大型車に対応したトラックバースの整備

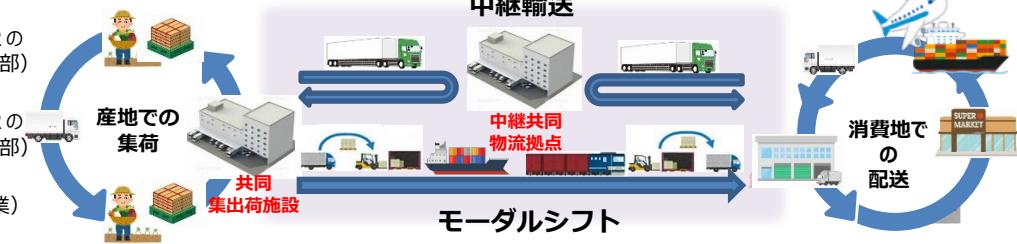


コールドチェーン確保のための冷蔵設備の整備



新たな食品流通網の構築

中継輸送



○ 卸売市場施設の防災・減災対策

令和7年度補正予算額 300百万円

<対策のポイント>

災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、防災・減災対応を行うための施設整備を支援します。

<事業目標>

災害時に各都道府県の主要な卸売市場が業務を停止し、食料の安定供給ができなくなるリスクを回避

<事業の内容>

都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対応を行うための以下の施設整備を支援します。

1. 災害発生リスクがある地域からの移転

大雨や高潮等による浸水想定地区から高台等への移転再整備を支援します。

2. 施設の耐震化、耐水化、耐風化対策

施設の耐震補強、風水害を回避するための嵩上げ、補強等の整備を支援します。

3. 非常用電源施設、非常用燃料ストック施設 等

非常用発電機、発電機用燃料タンク等の整備を支援します。

<事業の流れ>

交付（定額）

4/10以内、1/3以内

国

→ 都道府県

→ 卸売市場開設者等

<事業イメージ>

(卸売市場の被災)



大雨による浸水被害（荷捌場）



台風による浸水被害（売場内部）



地震による施設被害



(防災・減災対策)



浸水のおそれのある現在地から移転



耐水化、耐風化



耐震化

○ 卸売市場緊急整備事業

令和7年度補正予算額 7,844百万円

＜対策のポイント＞

産地の出荷体制の高度化・効率化に対応した農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化や、「海外から稼ぐ力」を強化すべく農林水産物・食品の輸出を促進するため、卸売市場の再編集約・合理化・高度化のための施設整備を支援します。

＜事業目標＞

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績]→10% [令和12年度まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）等

＜事業の内容＞

1. 卸売市場の再編集約

老朽化した卸売市場の再編集約に必要な施設の整備、既存施設の解体、撤去、廃棄、整地を支援します。

2. 卸売市場の合理化

トラック予約システム、納品伝票の電子化・データ連携システム、自動フォークリフト（AGF）、自動搬送車（AGV）等、デジタル化・省力化に必要な機械設備の導入と併せて行う、老朽化した卸売市場の施設整備を支援します。

3. 輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

フラッグシップ輸出産地等との連携により輸出拡大を図るため、輸出先国までに一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める品質・衛生管理基準等を満たす高度な施設整備を支援します。

＜事業の流れ＞

交付（定額）

4/10以内、1/3以内

国

都道府県

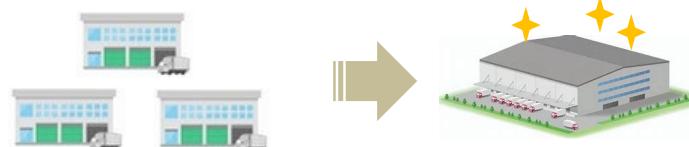
→

卸売市場開設者等

＜事業イメージ＞

＜再編集約・合理化のイメージ＞

- ・複数の既存施設を廃止し、集約して新規に卸売市場を設置



- ・デジタル化・省力化に必要な機械設備を導入する卸売市場の再整備



インターネット取引システムの導入

＜輸出拡大に向けた卸売市場の高度化のイメージ＞

コールドチェーン対応卸売市場施設



高度な温度管理が可能な施設を整備することで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムを確保

○ 持続的な食料システム確立緊急対策事業

令和7年度補正予算額 4,970百万円

<対策のポイント>

食品産業は、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っているが、輸入原材料の価格の高止まりや国際的な購買力の低下など、食品製造事業者等においては原材料の調達リスク等が大きな課題となっており、過度な輸入依存からの脱却を実現するため、食品製造事業者等による**産地との連携強化**による**国産原材料の安定調達**や、**付加価値の向上を図る取組**を支援することにより、持続的な食料システムの確立を図ります。

<事業目標>

食料システムの強靭化による食料安定供給の確保

<事業の内容>

1. 産地連携支援緊急対策事業

4,900百万円

産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定を行う食品製造事業者に対して、**食品製造事業者が産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組**を支援します。

産地連携計画には、以下の取組を記載

- (1) 国産原材料の利用拡大（10%以上の取扱量の増加）
- (2) 連携する生産者の拡大
- (3) モデル事例として産地連携フォーラム等の活動への参画

2. 地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業

70百万円

地方公共団体等の支援機関が設置した地域コンソーシアムにおける、地域の食品産業と農林漁業者等関係者の**連携・協調の促進**のための研修会やマッチング、**国産・地域原材料を用いた商品開発**、地域の課題解決に活用可能な新技術の研究・開発等を支援します。

<事業の流れ>

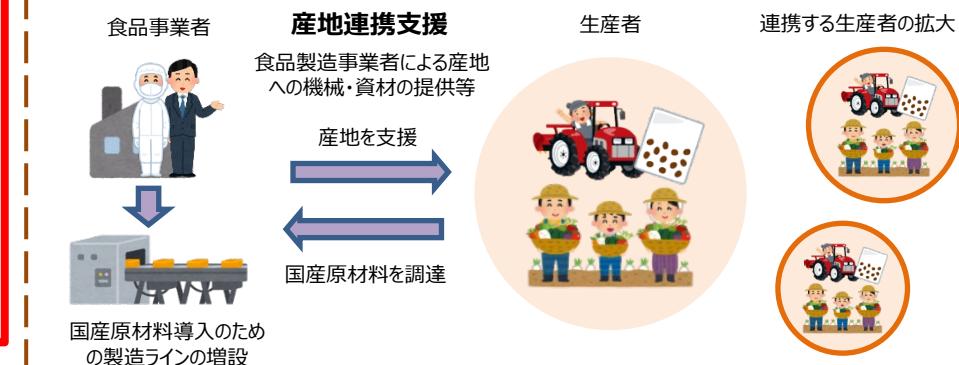


(1の事業) [お問い合わせ先]

(1の事業)大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6738-6166)
 (2の事業)企画グループ (03-6744-2063)

<事業イメージ>

産地と連携した原材料調達計画を策定した食品製造事業者に対する支援



地域の食品産業ビジネス創出プロジェクト支援事業



持続的な食料システムの確立

○ 食品産業省力化投資促進緊急対策事業

令和7年度補正予算額 300百万円

<対策のポイント>

食品産業の省力化投資を促進するため、食品製造業の省力化モデルとなる新技術の導入を支援とともに、食品事業者が協調して実施する共同プロジェクトを支援します。また、中小事業者が多い飲食業において、労働生産性向上に向けた伴走支援や「労働生産性モデル」の形成・横展開を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 食品製造業の労働生産性向上（24% [令和11年度まで]）
- 飲食業の労働生産性向上（35% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 省力化技術導入支援事業

140百万円

業界内の省力化をモデルとして牽引していくことが見込まれる食品製造事業者に対して、省力化に必要不可欠な新技術（AI、ロボット等を活用した機械設備）の導入等を支援します。

2. 業種横断型プロジェクト実証支援事業

90百万円

複数の企業間で連携した体制を構築している食品事業者等に対して、業界共通の技術的な課題となっている特定テーマ（生産設備データの標準化等）についての業種横断的なプロジェクトを実施する際に、当該プロジェクトの実証に必要な経費を支援します。

3. 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業

70百万円

中小の飲食事業者における省力化を図るとともに、労働生産性向上や賃金アップ、社会的責任の遂行等の具体的な取組を示す「飲食業労働生産性向上モデル」を業態別・事業者規模別に形成するために必要となる専門家による伴走支援や、システム・サービス等の導入経費等を支援します。また、広く飲食事業者における労働生産性向上の取組を広めるための横展開を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 省力化技術導入支援事業

対象

業界の省力化をモデルとして牽引する食品製造事業者



食品事業者



「省力化実行計画」を策定

- 省力化投資の定量的目標
- 人材育成
- 外部支援機関との連携
- 業界内の横展開等の事項を記載

計画に基づき、最新技術（AI、ロボット等）を導入し省力化

2. 業種横断型プロジェクト実証支援事業

対象

複数の企業間で連携した体制を構築している食品事業者等



食品事業者



機械メーカー



特定技術に優位性を持つスタートアップ



システムインテグレーター

業界共通の特定テーマについて、業種横断的な課題解決プロジェクトを実施

→ モデル事例として食品業界全体へ成果を横展開

3. 飲食業労働生産性向上推進緊急対策事業

対象

他の事業者のモデルとなり得る
飲食事業者



飲食事業者



専門家による
伴走支援

飲食事業者
向けサービス

(例)
※機器等導入はリースに限る。
モバイルオーダー・セルフレジ
調理ロボット



在庫・販売管理システム

「労働生産性モデル」を形成

- 労働生産性向上に向けた取組
- 賃金アップや労働環境の改善
- 社会的責任（環境対応・障害者支援等）の遂行等の業態・規模別モデルの形成

→ モデルを飲食業界全体へ横展開

[お問い合わせ先]

(1、2の事業)大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2089)
(3の事業) 外食・食文化課 (03-6744-2053)

- 地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業（連携支援事業）に関する計画を認定

連携支援事業とは..

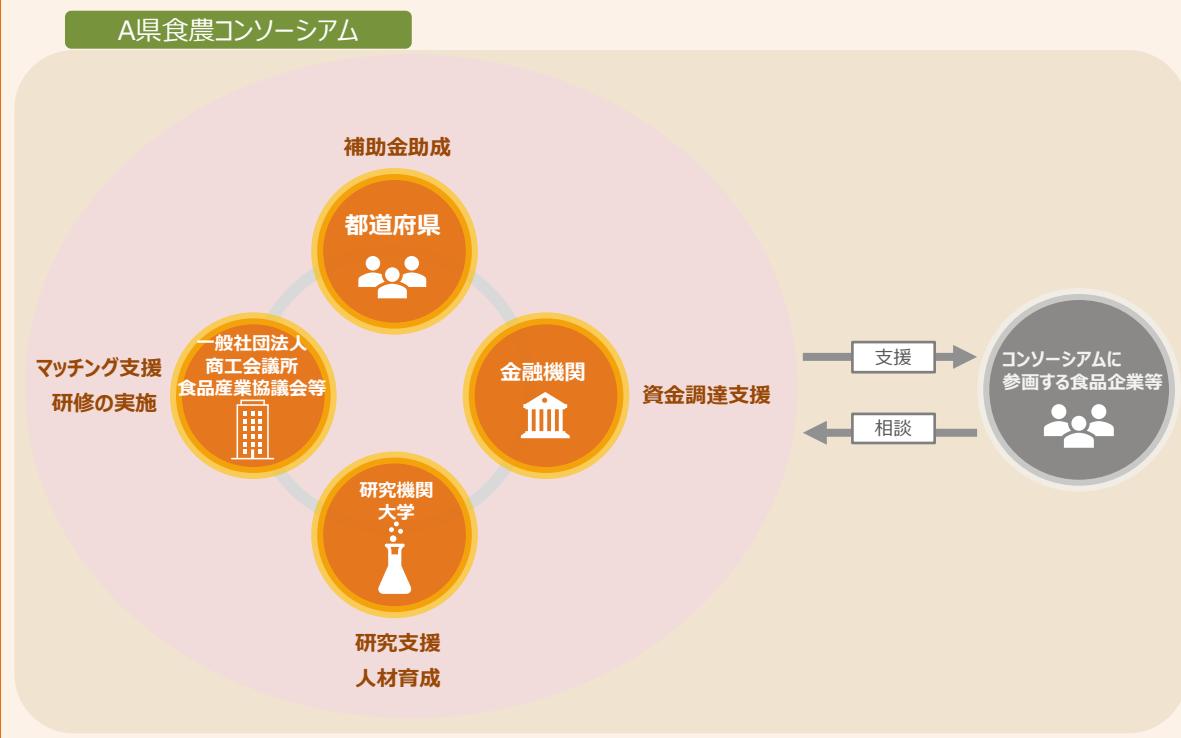
食品産業に対して以下のような支援を行う複数の機関が連携して行う支援の事業

- ・食品等事業者間の取引の機会の創出
- ・技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進
- ・市場に関する調査研究及び情報提供
- ・経営能率の向上の促進
- ・資金の融通の円滑化
- ・研修 など



取組のイメージ

地方公共団体等が中核となり、複数の機関（一般社団法人、都道府県食品産業協議会等、金融機関、大学、公設研究機関等）と連携して、地域の食ビジネスを展開する企業等に対して一体的に支援を行う体制を構築し、食ビジネス創出の基盤となるコンソーシアムを形成



連携支援計画の認定を受けた場合の支援・特例措置（概要）

- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、以下の支援・特例措置を受けることが可能

対象	主な内容	備考
地域型食品企業等連携促進事業	都道府県・市町村	<ul style="list-style-type: none">都道府県や市町村が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種との連携や先端的な技術の活用などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施、試作品開発・販路開拓等の経費を支援当該都道府県・市町村に設置されるコンソーシアムの構成員の一部が連携支援計画の認定を受ける必要予算補助による支援
全国プラットフォームによる活動支援	地域コンソーシアム等	<ul style="list-style-type: none">都道府県や市町村が設置したコンソーシアムに対して、全国プラットフォームからコーディネーターの伴走支援や専門家派遣、開催されるセミナーやマッチング会への参加等の支援を受けることが可能連携支援事業計画の認定を受けた場合、優先的に支援
債務保証	民間機関	<ul style="list-style-type: none">民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構の債務の保証を受けることが可能
補助金適正化法の手続き緩和	全機関	<ul style="list-style-type: none">補助金等交付財産を目的外利用する際、通常各省各庁の承認が必要となるところ、関連の事項が盛り込まれた連携支援計画の認定を受けた場合には、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなす措置（手続の簡素化）連携支援計画に補助金等交付財産の活用に関する事項の記載が必要

地域型食品企業等連携促進事業

＜対策のポイント＞

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を設置・運営するとともに、都道府県や市町村に地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000 [件令和12年度まで]）
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件 [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業

24百万円（前年度 24百万円）

持続的な食料システムの確立に資する取組を推進・支援するため、地域食料システム構築・連携推進プラットフォームがコーディネーターや専門家派遣等により、都道府県や市町村の設置する地域連携推進支援コンソーシアムの取組を伴走支援します。

2. 地域型食品企業等連携促進事業

56百万円（前年度 66百万円）

【令和7年度補正予算額】70百万円の内数

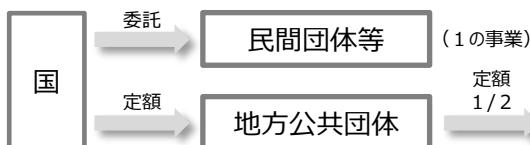
（1）地域食料システムプロジェクト推進事業

都道府県や市町村が地域の持続的な食料システム確立のために行う、コンソーシアムの設置、食品企業・農林漁業者と関連業種等との連携や先端的な技術の活用などによる新たな食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施、相談体制の整備等の経費を支援します。

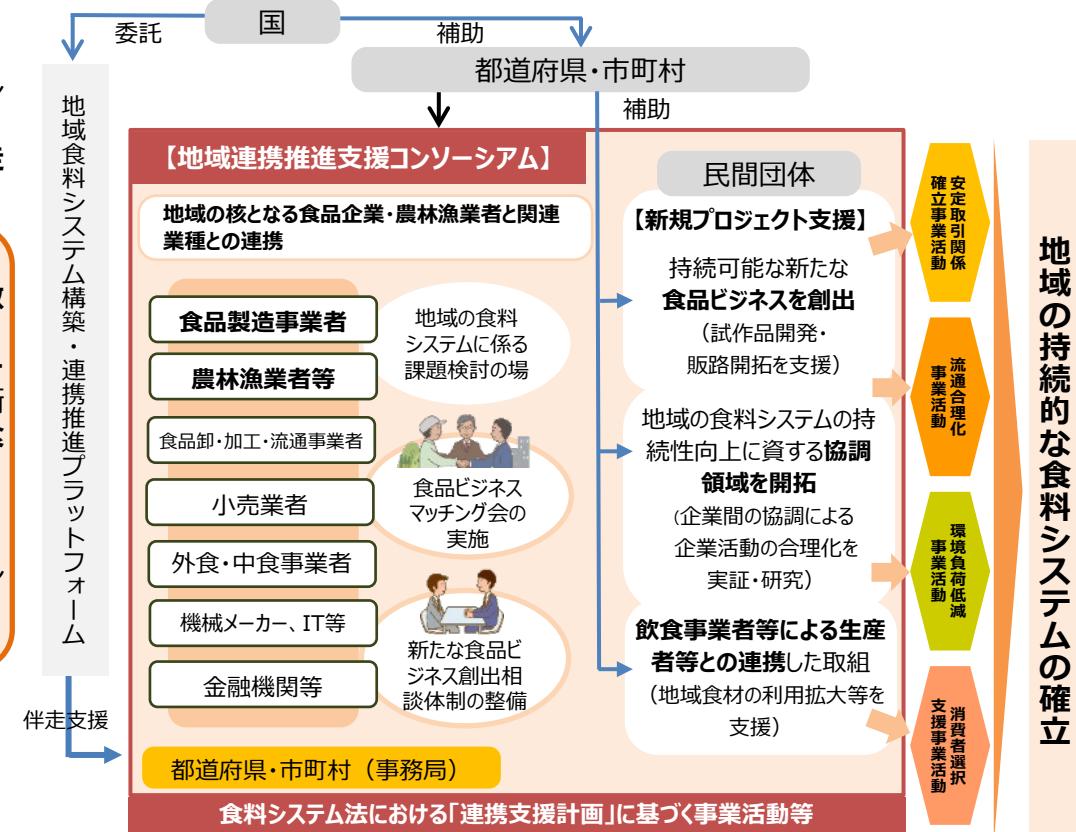
（2）新規プロジェクト支援

新たなビジネスを創出するプロジェクト（試作品開発・販路開拓等）や食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



[お問い合わせ先]

大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063)

- 連携支援事業に基づく地域コンソーシアムの活動等、**関係者の連携による地域の食ビジネス創出を支援・推進**するため、各地域のコンソーシアム、食品事業者、農林業業者、地方自治体、金融機関、支援機関など、多様な関係者から構成される全国規模のプラットフォーム「**地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム**」（愛称：LFP+）を設立。
- 令和8年1月現在、188社・団体が参画。

全国プラットフォームの主な取組内容

1 地域コンソーシアムの形成支援



地域コンソーシアムの設置を検討する地方公共団体・食品関連団体等に、地域ネットワークづくりの専門家（地域連携推進コーディネーター）を派遣し、地域コンソーシアム設置に向けた情報提供やアドバイスを行い、コンソーシアム形成を支援。

2 地域コンソーシアムへの専門家派遣

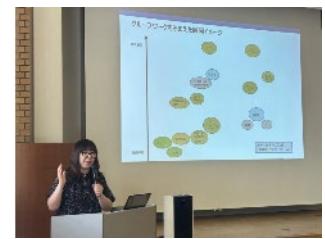


地域コンソーシアムを通じた案件形成や事業活動計画の策定を促進するため、地域連携推進コーディネーターが、各地域の特徴や実情を踏まえた伴走支援を実施。

また、地域の関係者が連携した具体的な食ビジネス形成のための事業計画の策定を支援。



全国プラットフォームの参加者



コーディネーターによる講演

3 地域コンソーシアム・参加者同士の連携促進



地域コンソーシアム同士や、コンソーシアムと地域外の食品事業者、食品事業者と農林漁業者など、参加者間の連携促進のための情報共有等を支援。

4 セミナーの開催・マッチング支援



地域の食ビジネス創出に資する事例や情報の共有のためのセミナー、新たなネットワーク形成のためのマッチング交流会を開催。



第一回セミナー



参加者間のビジネスマッチング

地域食料システム構築・連携推進プラットフォームHP：
<https://pfs.maff.go.jp/>



愛媛県の事例

- 愛媛県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者

事務局：（公財）えひめ産業振興財団

プラットフォーム参画事業者数：130者（令和7年3月現在）

支援機関：

【地方公共団体】愛媛県

【金融機関】（株）伊予銀行、（株）愛媛銀行

【研究機関】愛媛大学、岡山理科大学、愛媛県産業技術研究所

【産業支援機関】（公財）えひめ産業振興財団

【関係機関】（一社）愛媛県観光物産協会 等

参画事業者：

【生産者】（株）笑丸、（株）アグリ・ジャパン愛媛、愛媛県漁連、愛南漁協

【食品加工業者】（株）愛媛海産

【流通・小売業者】（有）来島、（株）THE CENTRAL MARKET、

（株）伊予鉄高島屋、三井物産流通グループ（株） 等

支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- ① 商品開発等のプロジェクトの実用化に向けた補助等の支援 【愛媛県】
- ② 商品開発やモニター試験について支援 【研究機関】
- ③ ローカルフードビジネスに関する研修会・ワークショップの開催、商品開発、マーケティングの専門家の派遣を実施 【産業支援機関】

等

成果

- 忙しい現代人のニーズに応えるため、常温流通可能で栄養バランスに優れた加工食品を、コンソーシアムの支援のもと開発



県内農林水産物を使い、栄養バランスを追求した
賞味期限が長いおにぎりとスープを開発



長野県の事例

- 長野県、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者

事務局：（株）産直新聞社

プラットフォーム参画事業者数：228者（令和7年4月現在）

支援機関：

【地方公共団体】長野県、須坂市、千曲市、飯綱町 等
【研究機関】信州大学、伊那谷アグリノベーション推進機構、
(一社) 浅間リサーチエクステンションセンター
【産業支援機関】(公財) 長野県学校給食会 等

参画事業者：

【生産者】JA全農長野、JAみなみ信州、ジェイエイ・アップル（株）
【食品加工業者】(株)マツザワ、寿高原食品（株）、柄木田製粉（株）
(株)セブン-イレブン・ジャパン 等
【流通・小売業者】(株)信州芽吹堂、R&Cながの青果 等

支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- アップサイクル商品開発等のプロジェクトの実用化に向けた補助等の支援 【長野県】
- リンゴの加工残渣のたい肥化にあたっての助言や技術シーズの組み合わせを支援
【研究機関】
- ローカルフードビジネスに関する研修会・ワークショップの開催
商品開発、マーケティングの専門家の派遣を実施 【産業支援機関】

等

成果

- 生育過程で間引かれる摘果リンゴを活用し、アップサイクル型の新商品を、コンソーシアムの支援のもと開発
- 県内のリンゴ産地に技術的なノウハウを提供することで、摘果リンゴの利用拡大を促進し、生産者の収益向上にも貢献



(株)マツザワの主力商品として、摘果リンゴ活用商品を展開



宮崎県の事例

- 宮崎県、金融機関、研究機関、産業支援機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通業者等の参画事業者によるコンソーシアムを形成

コンソーシアムにおける支援機関と参画事業者

事務局：（公財）宮崎県産業振興機構（みやざきフードビジネス相談ステーション）

プラットフォーム参画事業者数：286者（令和7年3月現在）

支援機関：

【地方公共団体】宮崎県
【金融機関】（株）宮崎銀行、宮崎信用農業組合連合会 等
【研究機関】宮崎県食品開発センター、（株）食品検査・研究機構
【産業支援機関】（公財）宮崎県産業振興機構 等

参画事業者：

【生産者】綾町自然生態系農業農力向上委員会（現：綾町有機農業研究会）、みやざき地頭鶏事業協同組合
【運輸・流通業者】（株）宮交シティ、（株）ソラシドエア 等

支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容

- 食品事業者や流通業者による新物流サービスへの補助【宮崎県】
- ローカルフードビジネスの事業化・販路拡大に向けて資金面（出資・融資等）でのサポート及び販路開拓に向けた県内事業者とのマッチングを支援【金融機関】
- ローカルフードビジネスに関する研修会・交流会の開催、食品事業者等向け相談窓口の設置・運営【産業支援機関】

成果

- 消費地から遠隔に位置する地理的条件に対応するため、新鮮な県内農産物・食品を宮崎県内の集荷拠点から空陸一貫輸送で、首都圏まで当日中に届ける新たな物流サービスを、コンソーシアムの支援のもと創出



通常複数日必要な宮崎ー東京間の配送が当日中に可能に





- ✓ 計画認定制度の認定の要件化、優先採択・ポイント加算など、計画認定制度と関連付けをする補助事業の充実
- ✓ 食品等事業者が、計画認定制度の認定を受けた事業活動計画のPR活動に活用できる認定マークの作成（春以降運用開始予定）
- ✓ 全国プラットフォーム・地域コンソーシアム（連携支援計画）を通じた具体的な事業活動計画の創出

計画認定制度にご关心のある方は最寄りの地方農政局等にお気軽にお問合せください。

■ 食料システム法計画認定制度 相談・問い合わせ窓口

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/antei.html>



■ 食料システム法計画認定制度 概要

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>

